

第5章 ロシア

ー土地（農地）制度を巡る経緯と現状ー

長友 謙治

1. はじめに

土地（農地）制度は、農業生産主体の形態や農業構造のあり方と経営の形態や生産のあり方と密接に関係する最も基本的な制度であり、いずれの国の農業を研究するに当たっても重要な意味を持つ。とりわけ、社会主義体制の下での指令経済から市場経済への移行を行った移行経済諸国では、土地（農地）制度は、経済・社会制度改革の最も重要な要素として大規模な改革が行われており、その理解は当該国の農業を理解する上で欠かせない。

移行経済諸国の中でも、ロシアはソ連時代に世界に先駆けて土地の国有化、農業の全面的集団化を行った国である。1991年のソ連解体を挟んで行われたロシアの土地改革は、単なる土地制度の改革にとどまるものではなかった。それは、約60年の長きにわたって続いた集団農場や国営農場、そしてその管理下にあった農民を、市場経済下の生存競争に委ねるといった劇的な社会改革だった。当面の土地改革や集団農場改革そのものは、1990年代半ば頃には実質的に終了したが、土地の所有・利用や農業生産主体の構造は、改革を出発点として、その後も変化を続けている。

ロシアにおいては、近年とみに穀物生産の拡大が進み、小麦では既に世界最大級の輸出国となった。畜産においても養鶏や養豚では輸入代替・自給がほぼ達成され、徐々に輸出も行われるようになってきている。今後の世界の食料需給を考える上でロシアの役割を軽視することはできない。そして、ロシアの農業生産拡大の背景を理解するためには、土地（農地）制度と、その下で形成された農業生産主体による土地の所有・利用構造に対する理解が基礎的知見として欠かせない。これが今回のプロジェクト研究においてロシアの土地制度を取り上げた理由である。

本章の構成は以下のとおりである。まず第2節においては、現行制度を理解する上で不可欠の前提として、ソ連末期から1990年代前半の時期を中心として行われた土地改革及びこれと不可分の集団農場改革について、当時の法令を参照しつつ簡潔に記述する。第3節においては、土地改革の結果として具体化された現在のロシアの土地法制の概要を整理する。そして第4節においては、ロシア政府の報告や2006年及び2016年に行われた全ロシア農業センサスの結果などに基づき、ロシアの土地・農地を巡る現状を整理する。

なお、農業集団化の経験は、その起源であるロシアと、後にこれを受け入れた中国やベトナムなどで共通しているが、その解体とその後の経過にはそれぞれの置かれた状況の違いが現れている。今日、ロシアとベトナムは、それぞれ世界最大級の小麦と米の輸出国、中国は世界最大級の穀物生産・消費国であり、いずれも世界の食料需給の中で重要な地位を占めている。それぞれの土地（農地）制度を巡る動向について、農業の今後の発展の方

向性なども念頭に置きながら比較することができれば有益と考えられる。このため、今回のプロジェクト研究においては、当研究所に在籍する（在籍した）ロシア、中国、ベトナムの農業の研究者が連携して、それぞれの国の土地（農地）制度を巡る歴史的な経緯や最近の動向について整理することとしている。

2. ロシアの土地改革

現在のロシアの土地（農地）制度は、様々な政治的妥協の末に生み出されたものであり、その意味を理解するためには、ソ連末期から 1990 年代、特にその前半にかけて集中的に実施された土地改革の経過を把握することが不可欠である。土地改革は、ソ連邦の解体を挟んで行われたロシアの政治・経済体制改革における重要課題の 1 つであり、土地改革の具体的な措置の内容や進展は、その時々政治動向と密接に結びついている。

第 2 節では、ロシアの土地改革の経過を、当時の政治動向やその節目となった出来事と関連づけながら、時系列的に簡潔にまとめるよう努めた。その際、土地改革の節目をなす重要な法令については、資料整理の意味も込めて、主な条文の要点を示した⁽¹⁾。

第 2 節の記述内容のうち、当時の法令の条文の内容を説明している部分は、筆者が原文に当たって取りまとめたものである。それ以外、すなわち背景となる政治情勢や土地改革の動向に係る記述は、原則として先行研究の内容を整理したものである。あくまで筆者の理解に基づく整理であり、誤りの責任は筆者にある。レポートの性格上、また記述が煩雑になることを避けるため、原文の記述内容やデータを脚注などの形で引用する場合を除いて逐一出典を示さなかったが、ソ連・ロシアの政治動向については上野（2001）、横手編著（2015）及び横手（2016）並びに塩川（2007）、（2010）及び（2012）に依拠したほか、『新版ロシアを知る辞典』（2004）を参照した。またロシアの土地改革については山村（1991a）、（1991b）、（1992a）～（1992j）及び（1997）並びに Wegren（2009）に依拠しており、ロシア連邦土地法典案の連邦議会での審議経過については皆川（2002）も参照している。

（1）ソ連末期からソ連解体まで

ここでは、1980 年代後半から 1991 年末までの時期にゴルバチョフやエリツィンの下で進められた農業改革や土地改革について述べる。

1) 前史

最初に、ソ連時代の農業や土地に関する制度やその課題について、ロシア革命からソ連末期に至るまでの経緯を、当時の政治・経済情勢も踏まえつつ手短かに整理しておきたい。

1917 年のロシア革命（十月革命）の直後に発出された「土地に関する布告」において、「土地は全人民の資産」と位置づけられた。地主や貴族の所有していた土地は没収され、

農民に配分された（土地は国有化されたが、その利用権は農民に属した⁽²⁾）。土地の配分こそが革命に対して農民が望んでいたことであり、農民の希望はこの時点で既に実現されたのであるが、その後スターリンの下で農民の意思に反して農業集団化が強力に進められていくことになる。

集団化が進められた時期は1920～30年代だが、当初任意の取組として始められた集団化は、最終的には多くの犠牲者を出しながら強制的に完遂されることとなった⁽³⁾。集団化の結果土地は個々の農民ではなくコルホーズが占有・使用するところとなり、農民はコルホーズの構成員となった。建前としては、コルホーズは農民たちが結成した組合であり、農民たちは組合の主体的な構成員だったが、現実のコルホーズは、国家が統制する経済の末端組織であり、多くの農民はその下で管理される単純労働者となった。コルホーズ農民の報酬は少なく、自留地での農業生産によってようやく生活を維持できる状態だった。集団農場と住民副業経営の併存というソ連・ロシア農業の基本構造は当時に始まり、現在に至るまで引き継がれることとなる。こうした農業集団化については、経済史的な視点からは、五か年計画による工業化推進のための原資を農業から収奪するためのシステムだったとの評価が一般的と言えよう。

第二次世界大戦後は、ソ連においても戦後復興・経済成長が進んだ。1953年にスターリンが死去し、政権を引き継いだフルシチョフの時期になると、農業の位置づけは収奪の対象から保護の対象へと代わっていった。また国民生活の向上も重要な政策課題となった。ソ連を筆頭とする社会主義諸国においては、国民の自由を制約する代償として、国家は国民に対して生活に必要な物資やサービスを安価に供給するという暗黙の社会契約が存在していたとされる。農業や食料に対する財政支出は次第に拡大していき、ブレジネフ政権の終わりには国防費と並んで国家財政を圧迫するまでになった⁽⁴⁾。

この頃ソ連では「食料問題」が喧伝されるようになる。人為的に安価に据え置かれた小売価格は、食肉に象徴される食品に対する過剰需要を生み出したが、ソ連の農業生産・食品流通体制はこれに応えることができず、食料品を求める行列が市民の日常となった。拡大する食肉需要に対しては生産の拡大が図られたが、飼料穀物が不足し、これを補うためには、冷戦で敵対しているはずの西側諸国から穀物を大量に輸入しなければならなかった。

ブレジネフは1982年に死去し、18年に及んだ長期政権が終わったが、ソ連共産党書記長を引き継いだアンドロポフ、チェルネンコは高齢あるいは健康に問題を抱えており、いずれも政権は短命に終わった。限界に直面したソ連の政治・経済システムの建直し（ペレストロイカ）は、1985年に書記長に就任したゴルバチョフの手に委ねられたが、食料問題はその中でも重要な課題の1つだった。しかし、ゴルバチョフの改革はそれまでソ連共産党の強権の下で封じ込められていた政治、経済、社会、民族など様々な問題を一気に噴出させ、状況の統制は次第に困難となっていった。

一方、エリツィンは、改革派としてゴルバチョフに引き立てられる形でソ連中央に進んだが、保守派との対立を深めて失脚した後、ロシア共和国において改革を加速し権力を確立していく途を進んでいた。1991年8月にはソ連共産党保守派のクーデターが発生し、

休暇中のゴルバチョフが軟禁された。失敗に終わったこの事件は、ソ連共産党による連邦統治の終焉を招いただけでなく、クーデター阻止に貢献したエリツィンとゴルバチョフとのリーダーシップの逆転をもたらし、同年12月のソ連解体へとつながった。

ソ連末期の農業改革・土地改革は、こうした政治情勢の下で、ゴルバチョフのソ連における改革を、エリツィンのロシアにおける改革が追い越す形で進められていった。ロシア共和国では、1990年から91年にかけて、その後の土地改革の枠組みを規定する3つの法律が制定され、これによって西側諸国における家族中心の企業的な農業経営に相当する「農民経営」の創設が本格化し始めた。しかし、土地改革に対する保守派（ソ連の農業・農政を担ってきた、中央・地方の官僚やコルホーズ・ソフホーズの指導者・管理者など、従来の体制の維持を志向する勢力）の抵抗は根強く、改革は一進一退を繰り返すことになる。

2) ゴルバチョフのペレストロイカと農業改革

ゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任した当時のソ連では「食料問題」が政策上の重要課題となっていた。ペレストロイカには食料問題の解決も期待されたが、事態はこの時期にますます深刻化した。

ソ連の食料問題については、最も根本的な問題としては、ソ連の人為的な価格体系の下で発生した食料品に対する過剰需要とこれに対する供給の不足という構造的な需給不均衡があったと考えられている⁽⁵⁾。加えて原因となったのが、農業生産の不振や食品流通の欠陥である。農業生産の不振の原因としては、コルホーズやソフホーズにおける農業生産の非効率性がしばしば指摘されており、食品流通の欠陥については、非効率な流通による大量のロスの発生や、一部の地域や部門の優遇に伴う供給の偏りなどが指摘されている⁽⁶⁾。またソ連解体前後の時期における食料問題の深刻化については、体制の混乱に伴う農産物の国家調達弱体化や地域間の流通の停止が重要な原因だったと指摘されている⁽⁷⁾。

一方、当時のソ連においては、食料問題の原因として農業生産の不振が強調され、その解決策としてコルホーズ等における農業生産体制の改善が追求された。推進されたのは、コルホーズ等の中で農民の小集団や家族に農業生産を委ねる取組であり、ブレジネフ政権の末から始められ⁽⁸⁾、ゴルバチョフ政権下で加速化された。

この取組は、農業集団化によって奪われていた農業生産における主体性を農民に取り戻すことを通じて、農業生産を活性化することを目指したものであり、当初の「集団請負」から1980年代終わりの「賃貸借請負」へと、農民の小集団や家族と土地や農業機械などの生産財との結びつきを強め、生産主体としての自律性を高める方向で改革が進められた。

しかし、基本的にはコルホーズ等の枠内での改革であり、コルホーズ等の指導者や管理者などの保守的勢力からは、農業生産に対するコントロールを手放すことへの抵抗が根強かったため、「集団請負」等の形式的な普及とは裏腹に、改革の実を挙げることは難しかった。こうして改革派は、コルホーズ等の土地を農民に分配し、独立した農民経営を創出すべきとの主張を強めるようになった。

ゴルバチョフの下で創設され、1989年から活動を開始したソ連人民代議員大会⁽⁹⁾にお

いては、このような背景の下でソ連土地基本法案を巡る議論が行われたが、そこでも改革派と保守派の対立は激しかった。両派の妥協の結果 1990 年 2 月に成立したソ連土地基本法は、以下のような内容となった。

まず、「ソ連土地基本法」の正式な名称は、「ソ連邦及び連邦構成共和国における土地法制の基礎」である⁽¹⁰⁾。この名称が示すように、ソ連土地基本法は、ソ連邦を構成する 15 の共和国において土地法制を整備するに当たっての基本的な枠組みを定めたものであり、それ自体が法律として直接適用される性格のものではなかった⁽¹¹⁾。

土地の所有については、「土地は当該領域に居住する人民の資産」と規定し（第 3 条）、個々の自然人や法人による土地の所有は認めない一方で、国有という言葉も使わなかった。この「人民の資産」という言葉には、農村の土地関係をスターリンによる農業集団化以前の状態に戻すとの意図が込められていた⁽¹²⁾。

ソ連市民が農民経営や住民副業経営などを営む場合には、「相続可能な終身土地占有」（*пожизненное наследуемое владение земля*）という形で土地が供与されるものとされた⁽¹³⁾。一方でコルホーズやソフホーズに対しては、「恒常的土地占有」（*постоянное владение земля*）という形で土地を供与するものとされた（第 5 条）。

菜園での野菜栽培、採草、家畜の放牧を行うソ連市民、あるいは非農業分野の企業等に対しては、「恒常的又は一時的使用」（*постоянное или временное пользование земля*）という形で土地を供与するものとされた。ソ連と外国との合弁企業なども対象とされた。一時的使用の期間は共和国法で定めるものとされた（第 6 条）。

賃貸借（*аренда*）による一時的な使用の場合は、ソ連市民、コルホーズ、ソフホーズ、その他様々な形態の企業や組織に対して土地の供与が認められた。外国法人との合弁企業や外国法人なども対象とされた（第 7 条）。

そして、これら様々な形態の土地の利用権の下で市民に土地を供与する権限は、連邦構成共和国の州等の人民代議員ソビエト⁽¹⁴⁾に帰属するものとされた（第 13 条）。これには、現実に土地を占有し、土地改革に抵抗するコルホーズやソフホーズからの影響を排除しようとする意図があった⁽¹⁵⁾。

以上のように、土地に対する私的所有権は認められず、土地の「相続可能な終身土地占有」という制限の残る権利の下ではあったが、農民経営の創出が認められたことは画期的だった。しかし、これは「基本法」であり、農民経営の本格的な創出には、連邦構成共和国レベルの具体的な土地法制の整備を待たなければならなかった。

3) ソ連の枠組みを乗り越えるエリツィン・ロシアの土地改革

ソ連土地基本法の制定後、ロシア共和国においても土地改革法令が相次いで制定されたが、その内容はソ連土地基本法が定めた枠組みを乗り越える大胆なものだった。そこには、ロシア共和国を率いたエリツィンとソ連のゴルバチョフとの改革を巡るリーダーシップ争いとも言えるべき政治状況が反映されていた。

エリツィンは、1985 年にソ連邦共産党モスクワ市委員会第一書記、1986 年にはソ連邦

共産党中央委員会政治局員候補に就任した。エリツィンをソ連の中央に引き上げたのはゴルバチョフ書記長だったと考えられる。しかし改革派エリツィンは党指導部保守派との対立を深め、1988年までにはこれらの要職から解任された。

その間ゴルバチョフは、ソ連初の複数候補制の議会となる人民代議員大会を開設し、1989年5月に開催されたソ連邦人民代議員大会でソ連邦最高会議議長に選任され、1990年3月には新たに設けられたソ連邦大統領に就任する。

一方エリツィンは、ゴルバチョフがソ連邦人民代議員大会を基盤として権力の維持を図っていたのに対して、ソ連邦の中のロシア共和国⁽¹⁶⁾において、ゴルバチョフと対抗するように権力基盤を強化する方向に進んだ。1990年3月にロシア共和国人民代議員選挙に当選し、同年5月にロシア共和国最高会議議長に選任された（その後91年6月には新設されたロシア共和国大統領に選出されている）。1990年6月にエリツィン最高会議議長、シラーエフ首相の指導部が発足すると、経済改革の遂行を緊急課題として掲げた。土地改革の実現はその中でも重要事項とされ、それから土地改革を巡る議論の舞台は連邦からロシア共和国の人民代議員大会に移っていった。

ロシア共和国人民代議員大会においては、ロシア共和国における土地改革の枠組みを定める法律として、「土地改革法」及び「農民経営法」が1990年11月に⁽¹⁷⁾、また「土地法典」が1991年4月に制定された。本稿ではこれらを総称して「土地改革三法」という。

ここで時間を先取りして話を整理しておく、ロシア共和国そしてソ連解体後のロシア連邦で実施されることになる土地改革・集団農場改革の基本的な枠組みは次の3点である。

- ① コルホーズやソフホーズから独立した農業経営主体として農民経営の創設を進める。
農民経営に対しては、境界の画定された具体的な土地区画の所有権を与える⁽¹⁸⁾。
- ② コルホーズ等の土地については、農民経営等に与えられたものを除いて、構成員等による集团的共有の形で私有化され、コルホーズの構成員等には共有持分権が配分される。共有持分権には、対象土地全体に対する持分割合等は定められるが、具体的な土地区画は特定されない。持分権者には権利証書が発給される。コルホーズ等（下記の改組後は「農業組織」）は、構成員等と土地持分の賃借契約を締結する等の法的な手続きを経た上で農業生産を継続することになる。
- ③ コルホーズやソフホーズを改組し、法人形態を株式会社、有限責任会社、農業生産協同組合等、市場経済の法制度に基づく私法人（「農業企業」や「農業組織」と総称される）に改める。

土地改革三法においては、これらのうち①と②が定められていた。以下ではその内容について各法律に則して見ていく。なお③の措置は、ソ連解体直後に発動される土地改革急進化の試みの中で実施されることとなるので、改めて後述する。

もとより、これらの措置のすべてが直ちに、かつ円滑に実施されたわけではなかった。これらの措置は、1990年代半ばまで続くロシアの土地改革の過程の中で、時々の政治情勢

とも絡んで一進一退しながら徐々に実行されていくことになる。

(i) ロシア共和国土地改革法

法律の正式名称は、1990年11月23日付けロシア共和国法第374・I「土地改革について」である⁽¹⁹⁾。この法律は、1990年11月に制定されたが、直後の12月に大幅に改正されている。まず1990年11月の制定時点の条文から見ていこう。

土地改革の目的は土地の再配分であり、土地の再配分は、「土地の上で様々な形態の経営体が同等の権利をもって発展できること」、「多層的な経済を形成すること」などの条件整備のために行うものであることが示された。そして、土地改革推進の中心的役割を担う組織として、ロシア共和国国家土地改革委員会⁽²⁰⁾が設けられた(第1条)。

ロシア共和国の領域においては、土地の国家による独占を廃止し、土地の私的所有を認めること、土地の私的所有は個人所有又は集団的持分所有の形で実現されることが規定された(第2条)。これは、土地に対する私的所有権の承認まで踏み込めなかったソ連土地基本法の枠組みを乗り越えるものだった。

土地は、農民経営、住民副業経営等の遂行のため「市民の私的な個別的所有」に供することができるものとされた。土地を旧所有者やその相続人に返還することは否定された。コルホーズ等の土地は、市民(コルホーズの構成員等)による土地の「集団的持分所有」に供することができるものとされる一方、コルホーズの構成員等は、農民経営を創設する目的でコルホーズ等を脱退する際に、土地持分を具体的な土地区画として受け取る権利を有するものとされた(第4条)。

土地改革における土地の私有化は、地域の人民代議員ソビエトが行うものとされ、農民経営を創出する場合、郡の農業労働者一人当たり平均持分までの土地は無償、それ以上は有償で供与されることとされた。この取扱いは、コルホーズ等の土地を「集団的持分所有」の形で配分する場合にも同様とされた。また、住民副業経営等に対しては、村人民代議員ソビエトの定める面積までは無償で土地区画が供与されることとされた(第8条)⁽²¹⁾。

農民経営や住民副業経営に配分する土地を確保するため、地域の人民代議員ソビエトの決定により、所定の目的どおりに利用されていない土地や利用度の低い土地を収用して再配分に充てるための特別土地ファンドを形成することとされた(第14条)。

土地改革の最重要論点である土地の売買の自由については、私有化後5年までは地域の人民代議員ソビエトに対する売却のみ認められ、それ以降は、地域の人民代議員ソビエトのコントロールの下で契約に基づいて土地を売買できるものとされた(第9条)

次に、1990年12月改正の主な内容を見てみよう。土地の国家による独占を廃止し、土地の私的所有を認めた第2条については、土地の国家による独占を廃止する旨の文言は残され、農業生産のために土地の私的所有が認められるという基本線は維持される一方で、国がコルホーズやソフホーズを含むすべての形態の農業生産の発展を促進するとともに、それらの多様で対等な土地所有を支持することが規定された。一方、土地の売買の自由を定めた第9条においては問題の先送りが図られた。すなわち、土地区画の売却が地域の人

民代議員ソビエトに対してのみ認められる期間は、土地区画の所有権取得後 10 年間に延長され、その後の土地区画の売買の問題は、ロシア共和国人民代議員大会の絶対多数決又は国民投票に委ねられた。このように、1990 年 12 月の改正においては、土地の私的所有の容認と農民経営の創出といった基本線は維持しつつ、コルホーズ等の存続や、依然根強い土地の処分の自由を認めることに対する抵抗に配慮を示す形での妥協が見て取れる。

（ii） ロシア共和国農民経営法

法律の正式名称は、1990 年 11 月 22 日付けロシア共和国法第 348-I 「農民（フェルメル）経営について」である⁽²²⁾。ロシア共和国農民経営法は、第 1 章「総則」、第 2 章「農民経営の創設」、第 3 章「農民経営を営む市民の土地利用に関する権利及び義務」、第 4 章「農民経営の資産」、第 5 章「農民経営の活動」、第 6 章「農民経営の協会」、第 7 章「農民経営の活動の終了」の全 7 章から構成され、農民経営の創設、活動からその終了まで、農民経営に関する網羅的な内容の法律となっている。ここでは、土地改革との関係で重要な、農民経営の概念や農民経営創設の具体的な手順について確認しておきたい。

「農民経営」の概念については、「農民（フェルメル）経営（以下、単に「農民経営」という）は、法人としての資格をもつ自立した経営主体であり、個々の市民、家族又は市民のグループが、その所有する又は賃借する土地及び資産を用いて、農産物の生産、加工及び販売を行うものである」と定義している（第 1 条）⁽²³⁾。そして、農民経営は「国営、集団、個人その他の企業や組織と同等の権利を持つ経済システムの構成要素である」として、コルホーズやソフホーズと同等の独立した経営体としての地位を認めている（第 2 条）。

また、農民経営の創設については、以下のような規定が置かれた。

農民経営を創設すること、そのために土地区画の提供を受けることについては、ロシア共和国の 18 歳以上の行為能力を有する市民であって、農業労働の経験を有し、農業に関する資格を有しているか、専門的な訓練を受けたことがある者すべてが、その権利を有するものとされた。そして、農民経営の候補者の選別は、郡・市又は村の人民代議員ソビエトの権限とされた（第 4 条）。農民経営を創設する者に対して土地区画を提供する権限も同様である（第 5 条）⁽²⁴⁾。

郡・市の人民代議員ソビエトは、保留地やコルホーズ、ソフホーズ等から収用した土地（生産に利用されていない農用地など）をもって、農民経営創設のための土地ファンドを形成することとされた（第 6 条）。

ロシア共和国農民経営法に定められた農民経営創設の 1 つ目の方法は、こうした土地ファンドから土地の配分を受けて農民経営を設立するものである。現住地から他地域に移住して農民経営を創設しようとする場合もこれに含まれる。この場合、農民経営創設の希望者は、配分を望む土地の所在する郡・市の人民代議員ソビエトに申請書を提出する。郡・市の人民代議員ソビエトは、申請受理から 2 か月以内にこれに対する決定を行うものとされた（第 7 条）。

同法に基づく農民経営創設の 2 つ目の方法は、コルホーズの構成員やソフホーズの労働

者が、そこから脱退し、持分に応じた土地区画の分与を受けて農民経営を創設する場合である。脱退についてはコルホーズ等の職員団体や管理部門の同意は不要で、土地区画の分与の決定は郡・市の人民代議員ソビエトが行うものとされた。脱退・農民経営創設を希望する者は、所属するコルホーズ等に対して申請を行う。コルホーズ等は1か月以内にこれを検討し、村人民代議員ソビエトの意見を付して郡・市人民代議員ソビエトに上申する。そして郡・市人民代議員ソビエトは1か月以内に決定を行うものとされた（第8条）。

（iii） ロシア共和国土地法典

ロシア共和国土地法典は、ロシア共和国土地改革法及び農民経営法から少し遅れて1991年4月に制定された。正式名称は、1991年4月25日付けロシア共和国法第1103-I「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国土地法典」である⁽²⁵⁾。

ロシア共和国土地法典は全15部からなる法律である。第1部から第2部には、土地に対する市民の権利の様々な形態とその内容、土地に関する国家・地方機関等の権限、市民に対する土地の供与の態様（対価の要否）等、土地改革に関わる基本的な事項が規定されている。第3部から第15部は、後ほど詳しく述べる現行のロシア連邦土地法典にも引き継がれる、土地の類型区分や国家による土地の管理等について規定する行政法規であるが、第3部「農業目的地」には、農民経営、住民副業経営、コルホーズ等に対する土地の権利の供与に関する規定が置かれている。

ロシア共和国土地法典から土地改革関係の重要な規定をいくつか見てみよう。

土地の所有主体と所有形態については、ロシア共和国憲法（及びソ連土地基本法）の規定を踏まえて「土地はそこに居住する全人民の資産である」旨規定するとともに、土地改革法の1990年12月改正後の規定と同様、国有、コルホーズによる組合的所有、個人所有、集团的持分所有など多様な所有主体と所有形態を容認し、それぞれの平等な発展を目指すとした（第3条）

ロシア共和国の市民は土地区画の供与を受ける権利を有するものとされ、土地区画に対する権利の形態としては、所有権、相続可能な終身占有権、賃借権を選択できるものとされた。土地区画の供与を受けられる者としては、農民経営を営もうとする者だけでなく、住民副業経営や市民の菜園なども含まれた（第7条）。土地に対する権利の形態については、ソ連土地基本法の定める相続可能な終身占有権とロシア共和国土地改革法の定める所有権を共存させた形である。

また、農民経営等に対して土地区画を供与する権限は村等の人民代議員ソビエトが有するものとし⁽²⁶⁾、供与は所定の基準面積までは無償とされた。農民経営の場合、基準面積は郡ごとに定められる一人当たり持分面積相当とされ、その算出に当たっては、コルホーズ等の現役の構成員だけでなく、既に引退した年金生活者や農村の社会部門の従事者（例えば幼稚園の保育士や公共食堂の従業員など）までが対象とされた（第7条）。このため地域によっては基準面積が過度に小さくなってしまったと指摘されている⁽²⁷⁾。基準面積を具体的に定めるのは、州等の人民代議員ソビエトである（第36条）

コルホーズその他の農業企業の土地は、集団的共同所有又は集団的持分所有の形で市民（コルホーズなどの構成員等）の所有に属するものとされた。集団的共同所有の場合は個々人の持分はあらかじめ定められない（農民経営創設のために脱退する場合等に配分面積を定めることになる）が、集団的持分所有の場合は個々人の持分があらかじめ数量的に定められる。その際、持分の大きさは農民経営に与えられる土地区画の基準面積を超えないものとされた（第8条及び第9条）。また、農業企業の土地で、集団的持分所有の対象とならなかった土地は国有とし、当該企業に無期限（恒久的）使用権を与えるものとされた（第9条）。

土地の所有権や無期限（恒久的）使用権については、対応する農業企業に対して国家証書が交付され、そこには国有地と集団的持分所有地の面積、所有者とその持分のリストが記載されるものとされた。また、土地持分の所有権については、土地持分の大きさを示した証明文書を地域の人民代議員ソビエトから発給することとされた（第9条）。

農民経営の創設等に伴って所有権を取得した土地区画の売却その他の処分については、ロシア共和国憲法第12条に基づいて規制されるとの規定が置かれ、所有権に基づく土地の売買には一定の規制を課すこととされていた（第11条）⁽²⁸⁾。

（iv） 農民経営の創設動向

以上のように、ロシア共和国では1990年から1991年にかけて土地改革の根拠法令の整備が進んだが、当時の最重要課題だった農民経営創設の進展について確認しておこう。

山村によれば、ロシアの土地改革の過程で、農民経営に対する土地分与の方式として現れたのは基本的に次の3つである⁽²⁹⁾。

- ① 農民経営希望者が、直接コルホーズ、ソフホーズと交渉し、その同意を得て土地分与を受ける。
- ② 各地区で将来の農民経営のための「再配分土地ファンド」を形成し、申請があるごとに、その中から土地を分与していく。
- ③ コルホーズ、ソフホーズで働いていた者が、自分の「土地持ち分」をもらって当該農場から脱退し、農民経営を創設する。

1990年2月のソ連土地基本法制定後、①の方式で農民経営の創設を試みる者が現れたが、この時点では農民経営創設のための土地分与の具体的な手続きはいまだ規定されておらず、コルホーズ、ソフホーズから土地の分与の同意を得ることも困難で、農民経営の創設は直ちには進まなかった。これが進展するようになったのは、1990年11月にロシア共和国の土地改革法や農民経営法が制定され、②や③の道筋が作られてからだった⁽³⁰⁾。

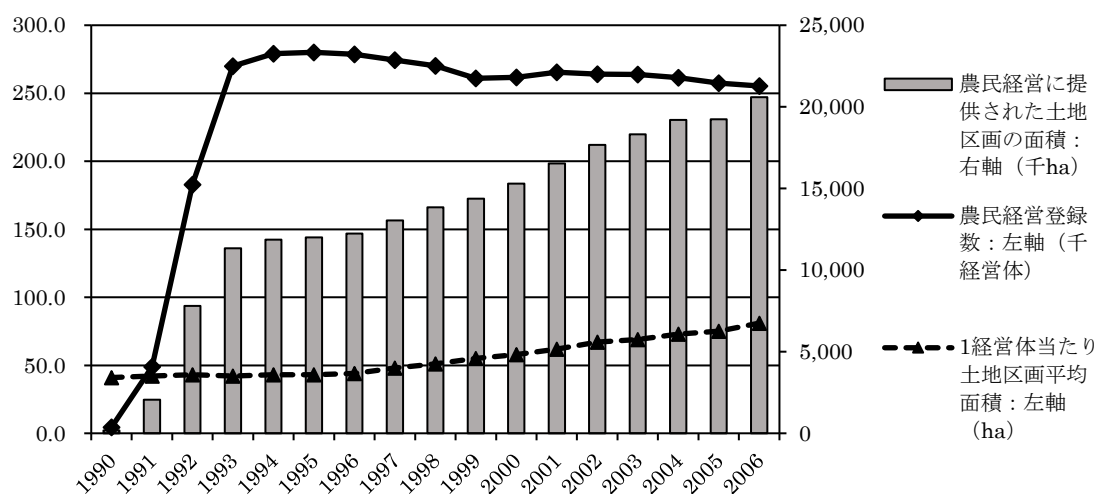
それ以降の農民経営創設の進捗には、土地改革推進体制の整備も寄与したと考えられる。中央には「ロシア共和国国家土地改革委員会」が置かれ、州レベル、郡市レベルにも土地改革委員会が設けられた。これらの地方機関は1991年になってから各地で組織されるようになり、同年3月までにロシア共和国内の全地区の7割に当たる1,400地区で活動を始めた。そして、土地改革委員会が中心となって、ロシア各地で「再配分土地ファンド」の

形成が行われ、同じく3月までにロシア共和国全体で約330万ヘクタールの土地が再配分土地ファンドに組み入れられた。こうした取組が②の方式による農民経営の創設を促進したと思われる。その一方で、ファンドに組み入れる土地の選定は、大半の地域でコルホーズ等の判断に委ねられたため、多くのコルホーズ等ではなかなか土地を供出しようとせず、出してきた土地もしばしば集落から遠く離れた限界地だったと指摘されている。

また、③の方式による農民経営創設については、1991年以降次第に目立つようになったが、コルホーズ等からの脱退に伴う土地の分与については、法令上は郡のソビエトと土地改革委員会が最終的に決定することとされていたものの、実質的にはコルホーズ等の中で決定が行われており、この方式が早くから活発化した南部では、この方式を、農業企業があらかじめ土地を囲い込むとか、幹部が有利に土地の配分を受けて独立するという方向で使う例も少なくなかったと指摘されている⁽³¹⁾。②や③の方式によって農民経営創設が進むようになったとはいえ、その推進に当たっては、コルホーズ等による抵抗や自らを有利にする方向での関与が少なくなかった。

農民経営の創設動向を統計で確認してみよう。第1図は1990年から2006年の各年末現在の農民経営の推移をまとめたものである⁽³²⁾。まず、ロシアの農民経営の各年末現在の登録数は、1991年から1993年にかけて急速に増加しており（1990年4.4、1991年49.0、1992年182.8、1993年270.0、単位はいずれも千経営体）、農民経営の創設はこの時期に集中的に進んだ。このことは、1990年から1991年にかけてロシア共和国で土地改革三法が制定され、農民経営創設のための根拠法令や推進体制の整備が進んだことを受けて、農民経営の創設が進捗したことを示していると考えられる。

その後は農民経営の登録数の増勢が止まり、1994年末279.2千経営体、1995年末280.1千経営体とわずかに増加した。1996年以降はおおむね減少を続け、2006年末時点では255.4千経営体となった⁽³³⁾。



第1図 ロシアの農民経営の推移（1990-2006：各年末現在）

出典：ロシア連邦統計庁「ロシア統計年鑑」2001版～2007版より筆者作成。

時系列的には次の（２）の記述と前後するが、1994年以降農民経営の増勢が停止した原因についてもここでまとめておこう。山村は、この現象は政府の援助の削減、金利負担の上昇、農業の交易条件の悪化の複合によるものだったと指摘し、具体的には以下のように説明している⁽³⁴⁾。

シラーエフ首相の時期（1990～1991年）のロシア共和国においては、農民経営に対して手厚い補助金が支給され、積極的な育成策が取られた。農民経営に対しては、その団体を通じて農業機械や資材が優先的に配分され、低利の資金でこれらを購入することができた。このため、この時期に創設された農民経営は、相対的に有利な条件の下で初期投資を行い、生産体制を整えることができた。

生まれたばかりの農民経営に大きな打撃を与え、経営体数を増加から減少へと転じさせる結果をもたらしたのは、ソ連解体後のロシア連邦において1992年からガイダル副首相らの主導で実施された急進的な市場経済化政策だった。1992年1月から価格の自由化が実施されたが、これが農業の収益性の劇的な悪化をもたらし、農業経営を大幅な赤字に追い込んだ。価格自由化に伴ってパイパーインフレが進行する中で、農産物価格も上昇したが、農業機械、肥料等の生産資機材の価格上昇はそれを遙かに上回った。すなわち農業の交易条件が劇的に悪化したのである。この現象が最も急激に進行したのは1992年及び1993年であり⁽³⁵⁾、これが農民経営の増加を押しとどめ、減少へと転じさせる最大の原因となったと考えられる。そして、農民経営に対する直接的な補助金が1993年で打ち切られ、その時期から低利の融資も実施されなくなったことも追い打ちをかけた。

以上の山村の指摘のとおり、ロシアの農民経営は、創設直後の最も支援が必要な時期に極めて厳しい経営状況に追い込まれ、かつ支援も失ったのであるから、創設された農民経営の淘汰が始まり、まして新たにリスクを冒して農民経営を創設する者が出てこなくなるのは当然だったろう。

（２） ソ連解体から1993年10月事件まで

ロシアの土地改革において次の段階をなすのは、1991年のソ連解体（同年12月25日）に始まり、1993年の10月事件に至る時期である。ロシア連邦においては、ソ連解体後直ちにガイダル副首相らの主導の下で市場経済移行政策が推進された。しかし急激過ぎる改革は経済・社会に著しい混乱をもたらした。急進改革に対する国民の反発が強まり、当時の議会である人民代議員大会・最高会議においては保守派が政権への攻撃を強めた。エリツィン大統領と議会との対立は、1993年の10月事件において頂点に達し、エリツィン大統領は議会側の実力による抵抗を武力で制圧した。

土地改革においては、改革派の勢力が強まった時期、具体的には、1991年末のソ連解体直後と1993年の10月事件直後の時期を捉えて、大統領令（法律の制定は保守派が強い勢力を持つ議会の通過が困難だった）によって改革を加速する試みが行われた。しかし保守

派の抵抗はそのたびに強く、意図した成果が十分に確保できたわけではなかった。農民経営の創出プロセスはおおむね終了（実質的には「打ち切り」と言えよう）したが、コルホーズ等の土地の共有持分を構成員等に配分するプロセスは、実質的にまだ途上にあった。

1) ソ連解体直後における土地改革急進化の試み

ロシアの土地改革は、ソ連土地基本法の枠組みを乗り越える大胆なものだったが、山村によれば、ロシアにおける土地改革へのアプローチにも穏健派と急進派が混在していた。穏健派は、集団農場の長期にわたる存続を容認しつつ、その一方で農民経営を徐々に増やしていくという漸進的なアプローチを採るのに対し、急進派は、集団農場のかんりの部分を存続不可能と見なし、これを解散させて土地と資産を再分配することによって大量の農民経営を一挙に生み出そうという急進的なアプローチを採る。ロシア共和国で1990年に発足したエリツィン政権の初期、同年6月から1991年9月まで首相を務めたシラーエフの下で土地改革について採られた政策は、これまで述べてきたロシア共和国の土地改革法令の内容にも示されるとおり、おおむね穏健派的なものだった。しかし、シラーエフが首相を解任され、ソ連解体後のロシアにおいて、急進改革派のガイダル副首相らの主導の下で急激な市場経済移行を図る政策が推進されるようになると⁽³⁶⁾、土地改革へのアプローチにおいても急進的な方向が打ち出されることになる⁽³⁷⁾。

ソ連解体直後の1991年12月27日、ロシア連邦大統領令第323号「ロシア共和国における土地改革実施に係る緊急措置について」（以下「91年12月大統領令」という）が発出された⁽³⁸⁾。91年12月大統領令の目的は土地改革の加速化にあり、集団農場の改組と農民経営創設の一層の促進に係る緊急措置が規定された。各措置の実行期限は非現実的と言ってよいほどに短く設定された。91年12月大統領令の要点は以下のとおりである。

最初に、ロシア共和国土地改革法や農民経営法では郡や村の人民代議員ソビエトに委ねていた、農民経営の創設を希望する者に対する土地の配分等の権限を、行政機関（地方行政機関及び土地改革委員会⁽³⁹⁾）に移すこととした（第2項）。この点は、当初の想定が非現実的であり、実際には地域のソビエトではコルホーズの指導者など保守層の勢力が強いため、そこに権限を委ねては土地改革が進まないという現実認識に基づくものだった。

次に、集団農場の緊急改組に関しては、次の2つの措置が講じられた。

- ① コルホーズ及びソフホーズは、1992年内（筆者注：実施のため与えられた期間は1年間）に組織を改正し、ロシア共和国法「企業及び企業活動について」に適合する形態（筆者注：合名会社、合資会社、公開型又は非公開型の株式会社等）に改めた上で再登録を行う（第3項）。
- ② コルホーズやソフホーズにおいては、土地をソ連時代以来の無期限（恒久的）使用权に基づいて使用している場合は、これを1992年3月1日まで（筆者注：与えられた期間は2か月間）にロシア共和国土地法典に定める個別所有や集团的持分所有の形に改める。地域の行政機関は、土地の持分所有者となった市民に対し権利証書を交付する（第6項）。

また、農民経営創設の促進に関しては次の措置が講じられた。

- ① ロシア共和国土地基本法においては、農民経営に対する土地区画の供与等に適用される基準面積は州等の人民代議員ソビエトが決定するものとされたが、その決定を促進する。具体的には、州等の人民代議員ソビエトが基準面積をまだ決定していない場合、州等の行政機関がこれに代わって1992年2月1日まで（筆者注：与えられた期間は1か月間）に決定する（第4項）。
- ② コルホーズ等を脱退して農民経営を創設する者に対する土地の分与を簡易にするため、すべてのコルホーズ等に対して、農民経営創設を希望する者に分与する土地を優先して確保することを義務づける（第7項）⁽⁴⁰⁾。
- ③ コルホーズ等の長に対して、構成員等から農民経営創設の申請があった場合、1か月以内に具体的な土地区画を分与することを義務づける。分与される土地区画は、村等の行政機関が然るべく決定する（第8項）。

そして、集団農場の緊急改組については、91年12月大統領令発出直後の1991年12月29日に、集団農場緊急改組政令（1991年12月29日付けロシア連邦政令第86号「コルホーズ及びソフホーズの改組手続きについて」）が発出された⁽⁴¹⁾。集団農場緊急改組政令は、91年12月大統領令に基づく集団農場の緊急改組に係る措置の具体的な進め方を規定したものであり、詳細な内容は省略するが、大統領令に規定されていない事項として、債務超過に陥ったコルホーズ等の破産措置について第14項で以下のとおり規定している。

- ① 貸金及び借入金を返済できる資産のないコルホーズ及びソフホーズに対しては、1992年2月1日まで（筆者注：政令発出からの期間は1か月）に破産宣告が行われ、同年第1四半期のうちに清算・再生処理が行われる。
- ② 破産農場においては、「民営化・組織再編委員会」⁽⁴²⁾が清算委員会の役割を担い、破産農場を引き受ける経営体の募集や財産の処分を行う。財産の競売に当たっては、破産農場の従業員だった者への売却や未払い賃金への充当が優先される。

2) ルツコイ副大統領による改革の緩和⁽⁴³⁾

土地改革の緊急措置に対しては、コルホーズ等の強制的な解体の試みであるとして、コルホーズ等の指導者たちが強く反発した。これに対応して改革を緩和させたのがルツコイ副大統領だった。ルツコイは軍人出身で、ロシア共和国の議会では当初共産党系の保守的な会派に属していたが、エリツィン派に転じ、1991年6月のロシア共和国大統領選挙ではエリツィンと組んで副大統領となった。ガイダルらの急進改革派が主導する政権内では中枢から外れ、急激な市場経済移行を進める政権主流に対して反対派の立場を取るようになっていった。エリツィンは、1992年2月に突然ルツコイを農政の最高責任者に任命したが、ルツコイはその後直ちに集団農場の緊急改組に歯止めをかける方針を打ち出した。

その結果、コルホーズ、ソフホーズの緊急改組の要求は弱められた。1年以内に行わなければならないとされていた法人形態の改組と再登録については、コルホーズ等が希望すれば従来の形態を維持したままで再登録を行うことが認められた⁽⁴⁴⁾。また、赤字に陥った

コルホーズ等の破産宣告や資産の競売も行われず、農場の存続が許された。コルホーズ等の形態を維持したものも含め、すべての農業企業に求められたのは、土地と資産の所有形態をロシア共和国土地法典に規定する集団的持分所有等に改めることだった。

その結果、1年以内に行うこととされていた農業企業の改組と再登録は、2年以上の期間をかけて行われることとなった。1995年初めの時点でロシアの26,900の農業企業のうち7割弱の17,300が株式会社、有限会社、合資会社、協同組合等の形態に改組した。土地所有の形態についても、コルホーズ等として再登録された企業も含めて大部分が集団的持分所有に移行し、1,130万人が土地持分の所有者となった。

山村は、このように緩和されつつ行われた農業企業の改組や土地の所有形態の変更は、往々にして形式的で実体を伴わないものになったと指摘している。法人形態の変更については、法人の名称は株式会社や有限会社になったが、それは形式的なもので、改組された農業企業は、総じて実質的には生産協同組合的な組織になった⁽⁴⁵⁾。また、土地の所有形態についても、形式的には持分所有権がコルホーズ従業員等に配分されたが、ロシア共和国土地法典では持分権者への交付が求められていた持分権の権利証書はいまだ交付されず、多くの農民は土地が自分たちのものになったとは認識していなかった⁽⁴⁶⁾。

3) 1993年10月事件直後の土地改革再加速の試み

エリツィン派は、議会（ソ連解体前に設置された人民代議員大会及び最高会議）においては安定的な勢力を確保することがなく、このことが一貫してエリツィンの進めようとする改革の足かせとなり続けた。しかも当時のロシア共和国憲法の規定においては、制度上も議会の権限が大統領に対して相対的に強く設定されていた。このため、ソ連解体後も、急速な市場経済移行を進めるエリツィン政権と、これに抵抗する議会との対立が絶えなかった。1993年には、議会に対して大統領の力を強めようとする新憲法の制定を巡って、大統領と議会の対立が激化し、9月には大統領が議会の機能を停止する措置に出た。議会側はこれに抵抗して議会ビルを占拠した。ルツコイ副大統領も議会側につき、議員たちとともに議会ビルに籠城した。この事件は10月に入って実力による衝突に発展し、最終的に大統領側が武力で議会ビルを制圧した。いわゆる「10月事件」である。

土地改革に関しては、10月事件の直後にその再加速を意図した大統領令が発出されている。1993年10月27日付けロシア連邦大統領令第1767号「ロシアにおける土地関係の規制と土地改革の発展について」（以下「93年10月大統領令」という）である⁽⁴⁷⁾。そこで意図されたのは土地に対する私的所有権の強化であり、主な規定は下記のとおりであった。

① 土地の処分の自由の承認

1990年制定のロシア共和国土地改革法においては、土地の私的所有権は認められたものの、その処分の自由は認められず、判断が先送りされていた。93年10月大統領令においては、第2項で「土地区画の所有者は、土地区画又はその一部を売却し、遺産として相続させ、分割し、担保に供し、賃貸し、交換し、又は株式会社等（外国資本が参加しているものを含む）の資本に払い込む権利を持つ」と規定し、土地の処分の自由を承認した。

② 土地の持分権者に対する権利証書の交付

コルホーズやソフホーズの土地は従業員等の共同所有とされ、これらの持分権者に権利証書を交付すべきことは、1991年4月のロシア共和国土地法典においても、12月末の土地改革緊急措置大統領令においても定められたが、ほとんど実行されないまま経過してきた。1993年10月大統領令では、第5項において「土地の集団的共同所有権又は集団的持分所有権を有する農業企業の全従業員に対し、本令に定める様式による、実際の土地を分割することなく土地持分の面積を示した土地所有権証書が交付される」と規定し、その交付を求めた。

しかし、これらの規定は現実にはほとんど実行に移されなかった⁽⁴⁸⁾。次項で述べるように、新憲法下の議会においても土地改革に抵抗する保守派が強い勢力を維持したため、新たな土地法典の制定を巡る議論が長期化し、93年10月大統領令を否定する内容の法案が作成されるなど、議論がまとまらなかったためである。

（3） 新憲法制定から現行土地法制の完成まで

1993年12月の現行ロシア連邦憲法制定から、2001年に現行のロシア連邦土地法典、2002年に農業目的取引法が制定されるまでの時期であり、ロシアの土地改革プロセスが実質的に完了し、その結果を恒久的な法制度に落とし込んでいく時期に当たるが、土地改革を巡る改革派と保守派の対立はまだ終わっていなかった。

1993年の10月事件後、12月には憲法案の国民投票が行われ、過半数の賛成を得て採択された。現行の1993年憲法である。新憲法においては、国家院（下院）と連邦院（上院）の二院制の連邦議会が設けられるとともに、議会と大統領との対立による改革の停滞を繰り返さない観点から、大統領の議会に対する優位が制度上確保された。

1993年12月には連邦議会下院選挙も実施され、新連邦議会は1994年1月から活動を開始するが、議会では共産党などエリツィン大統領の改革に反対する保守的な勢力が多く、議席を得、改革派は安定的な基盤を確立することができなかった。エリツィンは1999年末にプーチンを大統領代行に任命して辞任するまで大統領の職にあったが、その間議会では一貫して保守派が優勢であり、エリツィン大統領と議会との対立関係が解消されることはなかった。

土地改革との関係では、1993年憲法において土地に対する私的所有権及び所有権者による処分の自由が承認されたことを受けて、既往の土地法令のうち1993年憲法の規定に矛盾する内容をもつものは、廃止又は改正を求められた⁽⁴⁹⁾。最重要課題となったのは、新しい「ロシア連邦土地法典」の制定だった。新土地法典案の連邦議会下院での審議は1994年に始まったが、保守派が優勢の議会で作成される法案は、エリツィン大統領が受入可能な内容ではなく、結局エリツィン大統領在任中に新土地法典が成立することはなかった。

新土地法典が成立したのは2001年であり、連邦議会での審議開始から7年が経っていた。成立の背景には、チェチェン紛争への対処で国民的な支持を得て2000年に大統領に

就任したプーチンの下で、連邦議会下院においても、現在の「統一ロシア」につながる政権与党の優位が確立されたこと大きく寄与していた。

ここでは、まず新土地法典が成立するまでの間に新憲法に基づいて土地関係进行处理するために発出された大統領令のうち、特に重要と考えられる「96年3月大統領令」を紹介し、次に Wegren (2007) 及び皆川 (2002) に基づき、新土地法典及びそれから派生した農業目的取引法について、連邦議会での審議から成立に至る経過を整理しておきたい。

1) 96年3月大統領令

1993年憲法が制定され、土地の私的所有と処分の自由が認められた後も、議会における保守派の抵抗により土地法典の制定作業は長期化し、土地法制の空白が続いた。こうした状況を補完するために多くの大統領令が発出されたが、その中でも重要な1996年3月7日付けロシア連邦大統領令第337号「土地に対する市民の憲法的権利の実現について」⁽⁵⁰⁾ (以下「96年3月大統領令」) の内容を確認しておこう。

96年3月大統領令が発出された時期には、連邦議会では下院農業問題委員会において農用地の売買や抵当権の設定を認めない内容の土地法典案を準備中であり、大統領令には、議会に対して新憲法に基づき土地改革を推進する大統領の立場を示すとともに、同年6月に大統領選挙を控えて、対立候補の共産党に対抗して「土地私有化の実現」をスローガンに掲げるエリツィン陣営の具体的な取組を農民に示すという意図があったと考えられる。

96年3月大統領令の重要な点は、土地の所有者、とりわけ集团的持分所有者の権利の明確化を図ろうとしたことである。具体的には第3項において、ロシア連邦政府及びロシア連邦構成主体の執行権力機関は以下の措置を講じることを求められた。

- ① 土地持分を取得した農業企業の従業員に対して1996年中に権利証書を発給する。
- ② 土地区画の使用人（訳注：農業企業等）に土地持分権者（訳注：農業企業従業員等）との間に1996年中に土地使用契約を締結させる。
- ③ 農村住民に対し、土地持分所有者の権利とその活用方法に関する啓発活動を行う。

山村は「エリツィンが大統領選に勝利したこともあって、この大統領令はそれなりに実行されており、現在、大部分の地域で土地持ち分権利証の発行は終えようとしている。契約締結の方はやや遅れ気味であるが、これも徐々に進んでいる」と指摘している⁽⁵¹⁾。

2) ロシア連邦土地法典及び農業目的取引法の制定経緯

1993年憲法においては、市民による土地の私的所有が改めて確認されるとともに、所有者による土地の処分の自由が規定された（第36条）。しかし、実際には土地の処分の自由について政治的・社会的に合意が形成できた状態とはほど遠く、憲法以下の法令の整備は簡単には進まなかった。

連邦議会における土地法典案の審議では、土地、特に農地等の自由な取引を認めるか否かが最大の争点となった。連邦議会の第1期（1994～95年）においては、土地取引の自由化を主張する急進改革派の「ロシアの選択」と、土地投機や大土地所有制の復活につな

がるとして土地取引の自由化に反対する保守派の共産党や農業党が厳しく対立した。

下院での審議は1994年7月から始まったが、「ロシアの選択」と政府が提出した法案はいずれも否決され、下院農業問題委員会が修正案を作成することになった。同委員会の委員長は農業党であり、委員会案は、土地の私的所有は認めるが売買は認めない内容となった。この法案は、第1期連邦議会において第一読会まで終了したものの、以降の審議は次期連邦議会に委ねられることとなった。

連邦議会の第2期（1996～99年）では、急激な市場経済移行に伴う経済・社会の混乱が深刻化する中で、改革派が議席を減らす一方、共産党が議席を伸ばし最大勢力となった。下院農業問題委員会の委員長は引き続き農業党が担った。1996年4月に同委員長が示した修正案は、農地等については売買や抵当権の設定を認めず、賃貸借のみを許容する内容だった。この案は下院を通過したものの、同年6月に上院で否決された。その後両院協議会で調整が図られたが、結局、当初の下院案のラインで修正案がまとめられ、1997年6月に下院、7月には上院で可決された。

エリツィン大統領は、憲法や民法と矛盾するとして、この法案を拒否した。同年12月には連邦議会と大統領との間で妥協の途を模索するための円卓会議が開催され、両者とも「まったく規制のない土地市場は容認できない」という点では一致が見られた。1998年中は両者の間で調整が続けられたが、1999年中はエリツィン大統領の健康問題や12月の下院選挙もあって議論は進まなかった。エリツィン大統領は同年12月末に突然辞任し、プーチンが大統領代行に就任した。その後プーチンは2000年3月の大統領選挙で当選し、同年5月に大統領に就任した。

連邦議会の第3期（2000～2003年）においては、当初の第一党は引き続き共産党だったが、第二党の政権与党「統一」が小政党の吸収を進めた。下院で土地法典の審議が行われたのは2001年6月～9月だが、それ以前に「統一」は「祖国全ロシア」等と中道連合を結成し、他党とも連携して多数派を形成していた。2001年12月にはこれらの合併によって現在まで続く政権党の「統一ロシア」が結成されている。

プーチンは、2000年1月の年頭教書において土地法典の早期成立の必要性を強調した。プーチンは農地等の取引を認めない下院の土地法典案には反対だったが、土地取引の完全自由化に否定的という点では議会と立場を同じくしていた。プーチンは、土地法典案の議会審議について、論争の焦点となっている農地等の取引関係の規定を土地法典から外し、中道派の支持を得られるものとするとともに、農地等の取引については別法で対応するという方針を固めた。政府に作業部会を設置して土地法典案の作成作業を進め、2001年4月には土地法典の政府案を下院に提出した。土地法典から農地等の取引に係る規定がなくなったため、下院における土地法典案の所管は、保守派が強い勢力を持つ農業問題委員会から財務委員会に移管された。こうした対議会戦術の効果もあり、最終的な土地法典案は、下院では所定の読会を経て2001年9月に可決され、10月には上院で可決された。その後同月中にプーチン大統領の署名を得て成立、施行されている。

土地法典から切り離された農地等の取引に関する規定については、「農業目的地取引法」

という別の法律にまとめられることになった。2002年頃までには、議会や世論の大勢は「農用地の取引は規制の下で容認」との方向性でコンセンサスが成立していた。農業目的地取引法の政府案は2002年2月に下院に提出された。下院では、農地所有の上限面積を郡の35%から10%に引き下げるほか、外国人には農地の所有を認めず賃貸借のみを許容するとの修正を行った⁽⁵²⁾。こうして2002年6月には下院で法案が可決され、同年7月には上院の可決を経てプーチン大統領が署名し、農業目的地取引法が成立した。同法は翌2003年の1月から施行されている。

3. 現在のロシアの土地に関連する法制度

(1) 基本法制（憲法、民法）

1) ロシア連邦憲法

現行のロシア連邦憲法においては、土地に対する私的所有権が保障されるとともに、土地の所有者に対して土地の処分の自由が認められている。土地という個別の財産を取り出して、その所有権の保障と処分の自由をわざわざ規定したのは、農用地の売買は認めるべきではないとの主張が根強く残る中で、市場経済の基礎として、土地についても私的所有権とその処分の自由を保障するという基本原則を強く打ち出したものと考えられる。

1993年12月に制定・施行された現行のロシア連邦憲法は、第1部と第2部で構成される。第2部には旧憲法体制から現行憲法体制への移行に関する技術的な規定が置かれ、現行憲法の実質的な内容はすべて第1部に定められている。第1部は、第1章「憲法体制の基礎」、第2章「人及び市民の権利及び自由」、第3章「連邦体制」、第4章「ロシア連邦大統領」、第5章「連邦議会」、第6章「ロシア連邦政府」、第7章「裁判所及び検察」、第8章「地方自治」、第9章「憲法の修正及び改正」から構成されている。

土地については、まず憲法の基本原則を定めた第1部第1章において私的所有権の対象となることが明記された。具体的には、第9条第2項において「土地その他の天然資源は、私有、国有、地方自治体有その他の形態の所有の対象となる」と規定されている。

そして、基本的人権について定めた第2章に改めて土地の私的所有権に関する規定が置かれている。まず私的所有権一般について定める第35条において、私的所有権が法律によって保護されること（第1項）、すべての者は、単独で又は他の者と共同で、財産を所有し、占有し、使用し、処分する権利を有すること（第2項）が規定される。次いで第36条において、市民及びその団体は土地に関する私的所有の権利を有すること（第1項）、土地その他の天然資源の占有、使用及び処分は、環境に害を及ぼさず、他の者の権利や法的利益を害さない限り、その所有者によって自由に行われること（第2項）、土地の使用に係る条件及び手続きは、連邦法に基づいて定められること（第3項）が規定されている。

2) ロシア連邦民法典

ロシア連邦民法典は4部に分けて制定され、第1部（総則、物権法、債権法総則、契約総則）は1994年12月、第2部（契約各則）が1996年、第3部（相続、国際私法）が2002年、第4部（知的財産法）が2008年にそれぞれ制定をみた（小田128頁）。

土地に関しては、第1部に第17章「土地に対する所有権その他の物権」が置かれた。前述のとおり、同章の規定はロシア連邦土地法典を及び農業目的地取引法の成立を待って施行された。

民法典第1部第17章に置かれた規定は下記のとおりである。第260条から第264条は土地の所有権に関する総則的な規定であり、冒頭の第260条においては、土地区画の所有権者に、法令による特段の制限のない限り土地区画の売却、贈与、抵当権設定、賃貸等の処分の自由を認めるとの原則を定める一方で、農業目的地については、その目的の範囲内で用いられなければならない旨を規定している。同章のそれ以降の条文は、相続可能な終身占有権など土地改革期に移行的に設けられた権利に関する規定が多い。

もちろん、土地区画の売買や賃貸借等に係る法律関係は、民法典に定められる物権法や債権法の基本原則に律せられることになる。一例を挙げれば、民法典第8条第2項には、「国家登記制度の下に置かれる財産に対する権利は、当該権利の登記の時から発生する」と規定されており、登記が土地に対する所有権等の権利の成立要件とされている。

第260条 土地に対する所有権に関する総則

第261条 所有権の客体としての土地区画

第262条 土地区画の共同利用、土地区画へのアクセス

第263条 土地区画における建築

第264条 土地区画の所有者以外の者の土地に対する権利

第265条 土地区画の相続可能な終身占有権の取得の根拠

第266条 相続可能な終身占有権に基づく土地区画の占有と使用

第267条 相続可能な終身占有権に基づく土地区画の処分

第268条 土地区画の恒久的（無期限）使用権の根拠

第269条 恒久的（無期限）使用権に基づく土地区画の占有と使用

第270条 削除

第271条 不動産（訳注：建物等）所有者の土地区画利用権

（2） 土地法制（土地法典、農業目的地取引法）

1） ロシア連邦土地法典

ロシア連邦土地法典（2001年10月25日付け連邦法典第136-FZ⁵³⁾。以下「土地法典」という）は、7年にわたる議会審議の末、農地等の取引に関する規制を切り離して別法（農業目的地取引法）に委ねた上で可決・成立し、2001年10月30日に施行された。

土地法典は、本稿執筆時点における現行（2017年12月31日付ロシア連邦法第507-FZ

による改正後)の条文によれば、下記の26(枝番つきの章も含めた章の総数)の章で構成されている。この章立てが示すように、土地法典には私法的な規定と行政法的な規定が混在している。

土地法典の第3章から第7章(国公有地に関する特別の事項を定めた第5章の1から第5章の6を除く)には、土地に対する所有権や使用権に係る規定が置かれている。土地について売買や権利の設定を行う場合には、一般法として民法典及び土地法典のこれらの規定が適用され、土地が農業目的地であれば、特別法として後述する農業目的地取引法が両法に優先して適用されることになる。

本稿においては、農地制度が主たる関心の対象となるので、土地法典に関しては、ロシアの土地法制を理解する上で必要な若干の基本的な事項を整理した上で、「農業目的地」をはじめとする土地の類型区分の内容を確認するとともに、類型区分の変更に関する規制を中心に確認する。

第1章 総則

第1章の1 土地区画の形成

第2章 土地の保全

第3章 土地の所有権

第4章 他者の土地の制限的使用権(地役権)、土地区画の賃貸借、無償使用権

第5章 土地に対する権利の発生

第5章の1 国又は地方自治体の所有に属する土地区画の供与

第5章の2 国又は地方自治体の所有に属する土地区画の私人の所有に属する土地区画との交換

第5章の3 国又は地方自治体の所有に属する土地区画に対する地役権の設定

第5章の4 国又は地方自治体の所有に属する土地及び(又は)土地区画相互の若しくは私人の所有に属する土地及び(又は)土地区画との再配分

第5章の5 連邦の所有、地方自治体の所有又はロシア連邦構成主体の所有に属する土地区画の無償譲渡

第5章の6 国又は地方自治体の所有に属する土地又は土地区画の土地区画の供与又は地役権の設定を行わない形での使用

第6章 土地区画所有者、土地使用者、土地占有者及び土地賃借人の土地区画の使用における権利と義務

第7章 土地に対する権利の終了及び制限

第7章の1 国又は地方自治体の用に供するための土地区画の収用に係る手続き

第8章 土地の質の劣化並びに土地区画の一時的占有、土地区画の所有者、土地使用者、土地占有者及び土地賃借人の権利の制限に伴う損失の補填

第9章 土地に対する権利の保護及び土地紛争の審理

第10章 土地に対する支払いと土地の評価

第11章 土地のモニタリング、国土管理(землеустройство)、土地区画の国家登記記録

並びに国及び地方自治体の用に供するための土地の留保

第12章 国家土地監視，地方自治体による土地管理，社会による土地管理

第13章 土地の保全と利用の分野における法令違反に係る責任

第14章 農業目的地

第15章 都市・集落地

第16章 産業，エネルギー，交通，通信，ラジオ放送，テレビ放送及び情報通信のための土地，宇宙活動遂行のための土地，国防及び安全保障のための土地，その他特別の目的のための土地

第17章 特別保護地及び目的物

第18章 森林フォンド地，水利フォンド地及び保留地

（i）ロシアの土地法制に関する基本的事項の整理

最初に，土地法典の対象となる「土地」の概念について述べる。同法典においては，「土地」（земля）と「土地区画」（земельный участок）という用語を使い分けている。この用語法は後述の農業目的地取引法などでも共通である。「土地区画」という用語は，第2節でも用いたが，本節でも頻出するので定義を確認しておきたい。

土地法典第6条第1項は，土地関係⁽⁵⁴⁾の客体として，「自然物であり天然の資源であるところの土地」，「土地区画」，「土地区画の一部分」の3つを挙げている。このうち「土地区画」については，同条第3項において「所有権その他本法典に定める権利の客体としての土地区画は，地表の一部であって，個別に特定された物として識別することができる特性を有する不動産である」と規定しているので，1つの「土地区画」は，我が国でいうところの土地の1つの「筆」に相当するものということができる。

次に，土地法典においては，第5条で，「土地関係の当事者」として，ロシアの土地を巡って権利義務関係の主体となりうる者を定めている。まず「土地関係の当事者は，自然人⁽⁵⁵⁾，法人，ロシア連邦，ロシア連邦構成主体及び地方自治体である」（第1項）と規定するとともに，「外国人，無国籍者及び外国籍の法人が土地区画の所有権を取得する権利については，本法典その他の連邦法によって定められる」（第2項）としている。

そして，外国人等による土地区画の所有権の取得に関しては，土地法典では「外国人，無国籍者及び外国籍の法人は，連邦法に従って大統領が定めるリストに掲載された国境隣接地域，その他連邦法で定める特別の地域においては，土地区画を所有することができない」（第15条第3項）と規定されており，それ以外の土地については原則として所有権の取得が認められると考えられるが，農業目的地については，農業目的地取引法において外国人等は所有権を取得することができない旨が定められている。

また，ロシアの土地改革の過程において，土地，とりわけ農地について，所有者による売買の自由を認めるか否かを巡って鋭い対立があったことは既に述べたが，土地法典においては，土地一般について，原則として所有者による処分の自由を認めるとともに，必要な場合には連邦法で制限することができるとの立場を示している。具体的には，土地法典

第43条第1項に「自然人及び法人は、本法典その他の連邦法に異なる定めのない限り、土地区画に対する自らに帰属する権利を自己の判断において行使することができる」との規定が置かれており、この規定は、土地区画の所有者は、連邦法による規制がない限り、自らの所有に属する土地区画について売買や賃借権の設定等の処分を自由に行うことができることを示したものと解されている⁽⁵⁶⁾。

そして、「本法典その他の連邦法に異なる定め」としては、土地法典第27条第3項において「土地区画の取引に係る制限の内容は、本法典その他の連邦法において定める」と規定した上で、同条第6項において「農業目的地の取引については、連邦法『農業目的地の取引について』によって規制される」と規定し、所有者による農地等の取引に係る規制については農業目的地取引法に委ねている。

(ii) 土地の類型区分⁽⁵⁷⁾

土地法典においては、土地について、その目的に応じて下記の7つの類型を定めており(第7条第1項)、ロシア連邦のすべての土地はそのいずれかに区分される。土地はそれぞれの類型に係る目的に即して利用されなければならないとされており、類型区分の変更に対しては、後述するように、土地法典その他の連邦法による規制が課されている。

- ① 農業目的地 (земли сельскохозяйственного назначения)
- ② 都市・集落地 (земли населенных пунктов)
- ③ 産業、エネルギー、交通、通信、ラジオ放送、テレビ放送及び情報通信のための土地、宇宙活動遂行のための土地、国防及び安全保障のための土地用地、その他特別の目的のための土地 (земли промышленности, энергетики, транспорта, связи, радиовещания, телевидения, информатики, земли для обеспечения космической деятельности, земли обороны, безопасности и земли иного специального назначения) (以下「産業・国防等目的地」)
- ④ 特別保護地 (земли особо охраняемых территорий и объектов)
- ⑤ 森林ファンド地⁽⁵⁸⁾ (земли лесного фонда)
- ⑥ 水利ファンド地 (земли водного фонда)
- ⑦ 保留地 (земли запаса)

(iii) 農業目的地

土地の類型区分のうち、特に「農業目的地」について詳しく見てみよう。農業目的地については土地法典の第14章に具体的な規定が置かれている。

まず、「農業目的地」(земли сельскохозяйственного назначения)の定義であるが⁽⁵⁹⁾、「都市・集落の境界の外にあって、農業の用に供され、又は当該目的に供することを予定されている土地」と規定されている(第77条第1項)。そして、農業目的地には、「農用地、経営体内の道路、通信、有害な影響から土地を保全するための森林植生の用に供される土地及び水利設備に供される土地並びに農産物の生産、保管及び一次加工のために用い

られる建物、建築及び施設の用地」が含まれる（同条第2項）。

次に農業目的地のうちもっとも重要な要素である「農用地」（сельскохозяйственные угодья）⁽⁶⁰⁾については、「農用地—すなわち、耕地、採草地、放牧地、休耕地及び多年生樹木植栽地（果樹園、ぶどう園等）は、農業目的地の中にあつて、利用における優先性を有し、特別の保護の下に置かれる」と規定されている（第79条第1項）。

なお、後述の「農業目的地取引法」によってその取引が規制されるのは「農業目的地」であり、「農用地」にとどまらないことに留意する必要がある。

（iv） 土地の類型区分の変更

土地法典においては、土地の類型区分の変更は、連邦あるいはその下のレベルの行政機関が行うこととされており、具体的には、土地の所有権が属する者に応じてどのレベルの行政機関が土地区分の変更を行う権限を有するかが定められている。

原則としては、ロシア連邦の所有に属する土地であれば連邦政府、連邦構成主体（共和国、地方、州など）の所有地であれば連邦構成主体の執行機関、地方自治体（連邦構成主体の下郡、市など）の所有地又は私有地であれば地方自治体の機関が、それぞれ土地の類型区分の変更の権限を有するとされている。ただし、農業目的地については権限を有する機関のレベルが一部で引き上げられており、地方自治体有及び私有の農業目的地については、土地の類型区分の変更を行う権限を有するのは、地方自治体ではなく、連邦構成主体の執行機関とされている。

そして、土地の類型区分の変更に係る手続きは、連邦法によって定めるものとされている（以上、土地法典第8条第1項）。土地の類型区分の変更に係る手続きは、具体的には2004年12月21日付け連邦法第172-FZ「土地又は土地区画のカテゴリーの変更について」（以下「土地類型区分変更法」）⁽⁶¹⁾によって定められている。

土地の類型区分の変更手続きは、関係者から担当機関への申請書の提出によって開始される（土地類型区分変更法第2条）。担当機関は申請に対して可否の判断を行うことになるところ、同法では、網羅的ではないが、第2章（第7条～第13条）において、土地の類型ごとに類型区分の変更が許容される場合（この場合原則は変更不可となる）や、逆に許容されない場合（原則として変更可となる）を示している⁽⁶²⁾。農業関係では、農用地を農業目的地以外の類型区分に変更する場合について規定があり（同法第7条）、他の類型区分への変更が許容される場合を下記のとおり列挙する形の規定となっている⁽⁶³⁾。

【土地類型区分変更法】

第7条第1項 農用地に属する土地又はその構成部分である土地区画を、農業目的地から他の類型区分に変更することは、以下の各号列記に係る場合に限って認められる。

- ① 土地の保全
- ② 特別保護自然地域の設立又は自然保護、歴史・文化、レクリエーションその他の特に価値の高い目的の用地への土地の編入
- ③ 都市・集落の境界の設定又は変更

- ④ 産業施設の設置であって、その台帳価格が郡・市の平均価格を上回らない土地への設置である場合、又はそれ以外の土地への設置となるが他に選択肢のない場合であって本条第2項に定める土地への移転に該当しない場合
- ⑤ 農業生産に適さない土地の森林ファンド、水利ファンド又は保留地への編入
- ⑥ 道路、送電線、通信線、石油パイプライン、ガスパイプラインその他のパイプライン、鉄道線路、その他類似の施設（以下「線状施設」という）の建設であって、線状施設の建設中に使用された農用地の再生につき、所定の手続きに従い承認された計画を備えている場合
- ⑦ ロシア連邦の国際的な義務の履行並びに国防及び国家安全保障の確保に関し、必要の施設の設置について他に選択肢のない場合
- ⑧ 天然資源の採掘であって、承認された土地の再生計画を備えている場合
- ⑨ 社会施設、住民生活施設、保健施設又は教育施設の設置であって、他の選択肢のない場合

第7条第2項 農用地に属する土地又はその構成部分である土地区画であってその台帳価格が郡市の土地の平均価格を50%以上上回るもの及び土地法典第79条第4項に定める特に価値のある生産性の高い農用地については、農業目的地から他の類型区分への変更は、本条第1項第3号、第6号、第7号及び第8号に該当する場合を除き、これを認めない。

土地類型区分変更法第7条第1項において、農用地を農業目的地以外の類型区分に変更することを原則的には禁止とし、特定の場合にのみ許容することとした上で、同条第2項において価値の高い農用地について類型区分の変更が認められる場合を特に厳しく限定している背景には、農用地は農業生産目的を優先して利用すべきであり、特に優良な農用地は重点的に保全すべきであるというという考え方がある。この点については土地基本法第79条に以下のとおり規定されている。

【土地基本法】

第79条第1項 農用地—すなわち、耕地、採草地、放牧地、休耕地、多年生樹木の植栽地は、農業目的地の中にあって、利用において優先されるとともに、特別の保護の下に置かれる。

第79条第4項 特に価値の高い農用地、例えば、研究・教育機関の農用地、台帳価格が郡・市の平均を上回る農用地は、連邦構成主体の法律に従って、他の目的への使用が認められない土地のリストに掲載される。

2) 農業目的地取引法

農地等の取引に係る規制は、前述のように、もともとは土地法典の一部をなすものとして議会での審議が進められてきたが、2000年に発足したプーチン政権の下では、土地法典本体から農地の取引に係る部分を切り離し、土地法典本体をまず成立させた上で、農地等

の取引に係る法律を別途定めるという議会戦術が選択された。この結果、まず 2001 年に土地法典が制定され、翌 2002 年に農業目的の取引法（2002 年 7 月 24 日付け連邦法第 101 号 FZ「農業目的の取引について」）⁽⁶⁴⁾が制定された。農業目的の取引法は、翌 2003 年 1 月 23 日から施行されている。

農業目的の取引法は、土地法典第 27 条に基づき農業目的の取引に係る規制について定める特別法と位置づけられる連邦法であり、本稿執筆時点における現行（2017 年 12 月 29 日付けロシア連邦法第 447-FZ による改正後）の条文は、下記のとおり構成となっている。主な内容としては、農業目的の所有に係る規制、農業目的の取引（売買、賃貸借等）に関する規制、農業目的の共有持分権に関する規制などがあるので、以下順次その詳細を見ていこう。

第1章 総則

第1条 本法の適用範囲

第2条 本連邦法によって規制される関係の当事者

第3条 外国の自然人、外国の法人、国籍を有しない自然人又は法人であってその定款資本金に対する外国の自然人、外国の法人若しくは国籍を有しない自然人の持分の割合が 50%を超える者の農業目的の土地に含まれる土地区画に対する権利

第4条 農業目的の土地に含まれる土地区画に係る面積制限及び位置要件

第5条 農業目的の土地に含まれる土地区画又は土地区画に係る共有持分を所有することができない者がこれを譲渡する義務

第6条 農業目的の土地に含まれる土地区画を目的に即して使用しない場合又はロシア連邦の法令に違反して使用した場合における強制収用及び権利の終了並びに当該土地区画に係る権利取得の特例

第7条 農業目的の土地に含まれる土地区画に係る抵当権

第2章 農業目的の土地に含まれる土地区画の取引に係る特例

第8条 農業目的の土地に含まれる土地区画の売買

第9条 農業目的の土地に含まれる土地区画の賃貸借

第10条 農業目的の土地に含まれる土地区画であって国又は地方自治体の所有に属するものの自然人又は法人に対する譲渡又は賃貸

第11条 農業目的の土地に含まれる土地区画の相続

第3章 農業目的の土地に含まれる土地区画の共有持分権に係る取引の特例

第12条 農業目的の土地に含まれる土地区画の共有持分の取引の遂行に関する特例

第12条の1 権利行使のない土地持分

第13条 持分所有に属する土地区画からの土地区画の形成

第13条の1 土地区画の境界画定案

第14条 共有に属する土地区画の占有、使用及び処分に関する特例

第14条の1 持分権者総会

第4章 経過措置及び雑則

第 15 条 土地持分の定義

第 16 条 本連邦法施行前に締結された土地持分の賃貸借契約から生じる関係の規制

第 17 条 削除

第 18 条 土地持分に係る権利を証明する文書

第 19 条 本連邦法の施行

第 19 条の 1 本法の個々の規定の適用

第 19 条の 2 権利行使のない土地持分に基づいて分割されロシア連邦構成主体の所有権が 2011 年 7 月 1 日までに生じた土地区画の提供

第 20 条 本法に基づく命令の施行

(i) 農業目的地取引法の適用範囲等

農業目的地取引法においては、農業目的地に含まれる土地区画の所有や利用に係る関係を規制するとともに、農業目的地に含まれる土地区画や土地区画の共有持分の取引に適用される規則を定めている（農業目的地取引法第 1 条第 1 項）。農業目的地取引法は、土地法典第 27 条に基づき、農業目的地についてこれらの規制等を行うために定められた特別法であり、そこで用いられている「農業目的地」等の用語については、農業目的地取引法上に特段の定義規定等は置かれていないが、当然ながら土地法典と共通と解されている⁽⁶⁵⁾。

ただし、農業目的地取引法は、すべての農業目的地に適用されるわけではない。農業目的地に含まれる土地区画であっても、住民副業経営などに用いられている土地区画には適用されない⁽⁶⁶⁾。これらの土地区画の取引については農業目的地取引法ではなく、土地法典の規定が適用される（農業目的地取引法第 1 条第 1 項）⁽⁶⁷⁾。

(ii) 農業目的地の所有に関する規制

最初に、農業目的地の所有権を取得する主体に係る規制について確認しておこう。

土地法典においては、外国人や外国法人などによる土地区画の所有権の取得については連邦法で別途定める旨を規定している（土地法典第 5 条第 2 項）。これを受けて、農業目的地取引法においては、「外国の自然人若しくは法人、国籍を有しない自然人又はその定款資本金に対する外国の自然人、外国の法人若しくは無国籍者の持分の割合が 50%を超える法人は、賃借権によってのみ農業目的地に含まれる土地区画を使用収益することができる」旨を規定している（農業目的地取引法第 3 条）。

このように、外国人や外国法人、あるいはロシア法人であってもその定款資本金に対する外国人等の持分割合が 50%を超える法人については、農業目的地を所有することは認められていないが、これらの者に対しても、所有者との賃貸借契約を通じて農業目的地を使用する途は開かれている。

次に、農業目的地の所有権を取得することができる者であっても、その所有には一定の制限が課されているので、その内容を確認しておこう。

重要と考えられるのは、所有できる農用地の上限面積に関する規制である⁽⁶⁸⁾。農業目的

地取引法第4条第2項においては、「一の郡内において一の自然人又は法人が所有できる農用地の総面積の上限は、当該土地区画の譲渡及び（又は）取得の時点において当該郡内にある農用地の総面積の10%を下回らない範囲で連邦構成主体が定める」と規定し、具体的な基準の設定を連邦構成主体に委ねている⁽⁶⁹⁾。

連邦構成主体における具体的な規制の一例としてヨーロッパ・ロシア南西部の主要農業生産地域の1つであるヴォロネジ州を取り上げる。同州においては、農用地所有の上限に係る規定は、2008年5月13日付けヴォロネジ州法第25-OZ「ヴォロネジ州の領域における土地関係の規制について」第11条第6項に定められている。ヴォロネジ州には31の郡があるが、原則としては、一の自然人又は法人が1つの郡で所有できる農用地の総面積の上限は、郡の総農用地面積の25%と定めている。例外的に3つの郡については、郡の総農用地面積の25%を超える値で基準を設定している（ニジネデヴィツク郡50%、カンテミロフカ郡40%、ヴォロビョフカ郡30%）⁽⁷⁰⁾。

外国人等に対する農業目的地の所有の禁止、あるいは、農用地の所有面積に係る上限規制への違反が判明した場合においては、違反者は土地区画を処分することを求められる。連邦構成主体の機関は、これらの規制に対する違反の事実を知った日から1月以内に、当該土地区画を競売によって売却することを求める訴訟を提起するものとされている（農業目的地取引法第5条第2項）。そして、当該土地区画を取得する意向を表明する者がいない場合には、連邦構成主体（連邦構成主体法で定める場合には地方自治体）は当該土地区画を市場価格で取得しなければならないとされている（同条第3項）。

ただし、こうした農用地の所有面積に係る上限規制については、複数の農業企業（それぞれは別々の法人格を有する）を傘下に収める親会社が、1つの郡内において複数の傘下企業に農地を所有させる形で、上限規制を実質的にすり抜けることが可能となっているとも指摘されている。

（iii） 農業目的地の取引に関する規制

農業目的地に含まれる土地区画の売買に当たっては、連邦構成主体（連邦構成主体法で定める場合には地方自治体）に先買権が認められている（農業目的地取引法第8条第1項）。

このため、農業目的地に含まれる土地区画を売却しようとする者は、連邦構成主体の最高執行機関又は地方自治体の機関に対して、土地区画の価格、面積及び所在地等を示した書面をもって、当該土地区画を売却する意向を通知しなければならない（同条第2項）。

そして、連邦構成主体又は地方自治体が、当該土地区画を購入しない場合、又は通知が到達した日から30日以内に土地区画の売却者に対して書面で購入の意思を通知しない場合においては、土地区画の売却者は、1年の間、通知に示した金額を下回らない価格で土地区画を第三者に売却する権利を有するとされている（同条第3項）。

農業目的地に含まれる土地区画の賃貸借については、国家登記を経た土地区画については、持分所有に属するものも含め、賃貸借に供することができるとされている（同法第9条第1項）。賃貸借契約上の義務を適切に履行した賃借人は、法律又は賃貸借契約に異な

る定めのない限り、賃貸借契約期間の満了時において、同等の条件で賃貸借契約を更新する優先的な権利を有するとされている（同条第5項）。このように、農業目的地に含まれる土地区画の賃貸借については、所有権の売買と比較して自由に行うことができるとともに、賃借人の利益に対しても一定の考慮が払われている。

（iv） 農業目的地の共有持分権に係る規制

前節で述べたことを簡単に繰り返すと、ソ連時代には土地は国有とされ、コルホーズやソフホーズが占有・使用する土地は、無償・無期限の使用が認められた国有地だった。こうした土地の所有権は土地改革の過程でコルホーズの構成員等に配分されたが、配分されたのは、コルホーズ等が占有してきた一定の区域の土地に対する共有持分権であり、個人ごとに土地の具体的な区画を特定した所有権ではなかった。

共有持分権の行使については、多くの持分権者の間の調整が必要であり、単独での権利行使は難しいことから、農業目的地取引法にはこれを前提として権利義務関係を処理するための規定が設けられている。また、土地改革の過程での混乱やその後の年月の経過などによって権利者が不明となってしまった共有持分権も少なくないことから、これを処理するための規定も設けられている。以下具体的に見て行こう。

最初に、法律の適用関係について、農業目的地に含まれる土地区画の共有持分の取引に対しては、民法典の規定（共有一般について規定した第16章など）が適用されるが、農業目的地に含まれる土地区画の持分権者の数が5人を上回る場合においては、民法典の規定は、農業目的地取引法第12条、第13条及び第14条に定める特例に留意して適用される（農業目的地取引法第12条第1項）。

持分所有に属する農業目的地の占有、利用及び処分は、原則として持分権者総会の決定に基づいて行うこととされている（同法第14条）。

農業目的地の共有持分権者は、原則として、土地持分に基づいて土地区画の分割を行った後でなければ、自己の判断で持分を処分することができない。ただし、持分権を持分所有に係る土地区画を使用している農業組織や当該土地区画に係る他の共有持分権者に譲渡することなど、当該土地区画を巡る法的関係に本質的な変更を加えない処分は、土地区画の分割を行わなくても自己の判断で行うことができ、他の持分権者への通報も要しないとされている（農業目的地取引法第12条第1項、第2項）。

農業目的地に含まれる土地区画の持分権者は、自ら有する土地持分に基づき土地区画の分割を求める権利を有しており、土地区画の分割・形成は、持分権者総会の決定に基づいて行われる（同法第13条第3項）。

権利者が不明となってしまった共有持分権の処理については、農業目的地取引法第12条の1に規定されている。同条は2010年の改正で追加された条文である。

同条においては、自然人の所有に属する土地持分であって、当該自然人が3年以上の期間継続して賃貸借に供さず、その他の態様においても使用していない土地持分は、それが登記されている場合を除き「権利行使のない土地持分」⁽⁷¹⁾として認定することができるも

のとされている（同条第1項）。また、土地改革の過程で行われた農用地の私有化に関する地方自治体の決定の中で持分権者に関する情報が示されていない土地持分についても同様である（同条第2項）。

農業目的地取引法第12条の1に定める権利行使のない土地持分の認定手続きは、概略以下のとおりである。

まず、持分所有に属する土地区画の所在する町村又は市の機関は、その土地持分が権利行使のない土地持分とされる可能性のある者のリストを作成し、これを一定の期間公示するとともに、持分権者総会の承認を受けるものとされる。

自分が根拠なくリストに掲載されていると考える者は、市町村の機関に書面で異議を提出するとともに、持分権者総会において自己の権利を主張することができる。当該リストが持分権者総会で承認されれば、それ以降、当該リストに掲載された土地持分権者は権利行使を行っていないものとみなされる。持分権者総会が所定の期間内に決定を行わない場合には市町村において当該リストを承認する。

市町村の機関は、以上の手続きによって権利行使がないものと認められた土地持分について、市町村が所有権を有することを承認するよう求める訴えを裁判所に提起することができ、裁判の結果、土地持分の所有権が市町村に属することが確定した後は、当該土地区画をしかるべき農業生産者に再配分する等により、当該土地区画の適切な利用を図っていくことになる。

（3） その他関連する法制度（農業生産主体に係る法制度）

現在のロシアの土地に関係する法制度の最後に、これと関連の深い農業生産主体に係る現行の法制度についても簡単に整理しておきたい。

1) 農業組織

コルホーズやソフホーズの後身に当たる農業企業については、近年では統計などで「農業組織」と総称されている。コルホーズ等については、前述のとおり、1991年12月大統領令を受けて、組織形態を当時のロシア共和国法に適合する形に改める措置が講じられた。

農業組織の法的形態は、外部からの投資やインテグレーションの進展などを背景としてその後も変化を続けている。筆者は別稿で2003年から2011年までの農業組織の法人形態の変化について分析したが、農業組織の法人形態別構成比は、2003年においては農業生産協同組合50.4%、有限責任会社15.2%、閉鎖型株式会社10.3%、公開型株式会社5.5%だったものが、2011年には有限責任会社49.8%、農業生産協同組合27%、閉鎖型株式会社7.3%、公開型株式会社6.2%と変化しており、「組合から会社（特に非公開型の会社）へ」という変化が進んでいた⁽⁷²⁾。

これらの法人形態については、現行法ではロシア連邦民法典に根拠が置かれている⁽⁷³⁾。民法典第4章第2節（第66条～第106条）には商事会社に関する規定が置かれ、合名会

社、合資会社、有限責任会社、株式会社（公開型及び閉鎖型）等の組織が定められている。また同章第3節（第107条～第112条）には生産協同組合に関する規定が置かれている。

2) 農民経営

既に述べたとおり、ロシアの農民経営の最初の根拠法は、1990年に制定された「ロシア共和国農民経営法」だった。現行の根拠法は、2003年11月6日付けロシア連邦法第74-FZ「農民（フェルメル）経営について」（以下「現行農民経営法」）である⁽⁷⁴⁾。

現行農民経営法においては、農民経営は「血族及び（又は）姻族関係によって結びつき、共有の財産を有し、共同で、自ら従事して生産その他の事業活動（農産物の生産、加工、保管、輸送及び販売）を行う市民の結合体」と定義されている（農民経営法第1条第1項）。

ロシア共和国農民経営法においては、農民経営は法人とされていたが、現行農民経営法においては、農民経営は法人を形成することなく事業活動を行う旨規定されており（第1条第3項）、農民経営は法人格を有さない。一方、現行農民経営法においては、国家登録を行うことが農民経営としての成立要件とされている（第5条）。

3) 住民副業経営

現行の根拠法は、2003年7月7日付けロシア連邦法第112-FZ「住民副業経営について」（以下「住民副業経営法」）である⁽⁷⁵⁾。同法において、住民副業経営は、「農産物の生産及び加工に係る非企業的な活動の形態」（第2条第1項）であり、「市民により、また市民とその家族構成員との協力により、個人消費を充足する目的で、住民副業経営を営むために提供され及び（又は）取得された土地区画において営まれるものである」（同条第2項）と定義されている。そして「市民は土地区画に係る権利の国家登記を行ったときから住民副業経営を行う権利を有する。住民副業経営の登録は求められない」（同法第3条第2項）とされている。このように、住民副業経営の存在は、これを営むために分与された土地の登記をもって確認され、農民経営とは違って経営体そのものの登録は求められていない。

4. ロシアの土地（農地）を巡る現状

(1) ロシア土地白書に見る現状

ロシアの土地を巡る現状については、ロシア連邦経済発展省に置かれた連邦登記・台帳・地図作成庁が「ロシア土地白書」を毎年公表しているのので、本稿執筆時点で最新であり、2016年全ロシア農業センサスとも時期的に対比可能なロシア土地白書2015年版（データは2016年1月1日現在）に基づいて現状を整理しておきたい。

1) ロシアの土地の類型・地目区分別面積

ロシア連邦の土地の総面積は17億1,252万haである⁽⁷⁶⁾。最初に、ロシア連邦土地法

典に定める類型区分別の土地の面積を見ると、農業目的地 3 億 8,374 万 ha（22.4%）、都市・集落地 2,033 万 ha（1.2%）、産業・国防等目的地 1,734 万 ha（1.0%）、特別保護地 4,703 万 ha（2.7%）、森林ファンド地 11 億 2,632 万 ha（65.8%）、水利ファンド地 2,805 万 ha（1.6%）、保留地 8,971 万 ha（5.2%）となっている。最大の面積を占めるのが森林ファンド地、次いで農業目的地で、両者合計でロシアの土地全体の 88.2%に達する。

次に、地目（угодья）区分別の土地面積を見てみよう⁽⁷⁷⁾。地目は、大きく「農用地」（сельскохозяйственные угодья）と「非農用地」（несельскохозяйственные угодья）に分けられる。さらに「農用地」は、土地法典のところで述べたとおり、耕地、休耕地、多年生樹木植栽地、採草地、放牧地に分けられる。また、「非農用地」は、林地、林木植栽地、道路敷地、建物敷地、水底地、沼沢地、荒廃地、その他の土地に分けられる⁽⁷⁸⁾。農用地の総面積は 2 億 2,207 万 ha であり⁽⁷⁹⁾、内訳は、耕地 1 億 2,275 万 ha、休耕地 491 万 ha、多年生樹木植栽地 190 万 ha、採草地 2,402 万 ha、放牧地 6,848 万 ha である。また、「非農用地」の総面積は 14 億 9,045 万 ha であり、内訳は、林地 8 億 7,072 万 ha、林木植栽地 2,629 万 ha、道路敷地 811 万 ha、建物敷地 603 万 ha、水底地 7,229 万 ha、沼沢地 1 億 5,454 万 ha、荒廃地 104 万 ha、その他の土地 3 億 5,143 万 ha となっている⁽⁸⁰⁾。

ある類型区分に含まれる土地の内訳を地目で区分することもできる。第 1 表で類型区分「農業目的地」の地目別内訳を見てみよう。

第 1 表 ロシア連邦の農業目的地の内訳(2016 年 1 月 1 日現在)

地目		面積(百万 ha)	構成比(%)
計		383.7	100.0
農用地		197.7	51.5
内訳	耕地	116.3	58.8
	休耕地	4.3	2.2
	多年生樹木植栽地	1.2	0.6
	採草地	18.7	9.5
	放牧地	57.2	28.9
林地		24.8	6.5
林木植栽地		19.2	5.0
道路敷地		2.3	0.6
建物敷地		1.1	0.3
水底地		13.1	3.4
その他の土地		125.5	32.7

資料：ロシア土地白書 2015 年版 13 頁。構成比の「その他の土地」の値のみ数値の誤りを修正した。

農業目的地の総面積 383.7 百万 ha のうち、農用地は 197.7 百万 ha（農業目的地の 51.5%）を占めている。農用地の内訳は、耕地 116.3 万 ha（農用地の 58.8%）、休耕地 4.3 百万 ha（同 2.2%）、多年生樹木植栽地 1.2 百万 ha（同 0.6%）、採草地 18.7 百万 ha（同 9.5%）、放牧地 57.2 百万 ha（同 28.9%）となっている。農業目的地から農用地を除いた残りの 186 百万 ha（同 48.5%）は、林地、林木植栽地、道路敷地、建物敷地、水底地⁽⁸¹⁾、その他の土地で構成されている⁽⁸²⁾。

ロシア連邦の地目「農用地」の総面積が 222.1 百万 ha であるのに対し、類型区分「農業目的地」内の地目「農用地」の面積は 197.7 百万 ha であり、両者の間には 24.4 百万 ha の差がある。これは「農業目的地」以外の類型区分に含まれる農用地の面積の計である。例えば、類型区分「都市・集落地」には 8.8 百万 ha の農用地が含まれており、都市・集落地の総面積 20.3 百万 ha の 43.2%を占めている。

2) ロシアの土地の所有権の帰属—類型区分別状況

ロシア連邦の土地を、類型区分別・所有別に整理したものが第2表である。

土地を所有権の帰属先で見ると、ロシア連邦の総土地面積 17 億 1,252 万 ha のうち、国公有（国又は地方自治体の所有）地が 15 億 7,910 万 ha（92.2%）と圧倒的に多く、私有地は 1 億 3,342 万 ha（7.8%）にとどまる。

類型区分別の私有地の面積は、農業目的地に属するものが 1 億 2,836 万 ha、都市・集落地に属するものが 476 万 ha、産業・国防等目的地に属するものが 28 万 ha であり、類型区分の土地の総面積に占める私有地の割合は、農業目的地が 33.5%、都市・集落地が 23.4%、産業・国防等目的地が 1.6%となっている。特別保護地、森林ファンド地、水利ファンド地、保留地については、私有地はごくわずかで、ほぼすべてが国公有地となっている。

第2表 ロシア連邦の土地の類型区分別・所有別賦存状況（2016年1月1日現在）

類型区分	総面積（万 ha）	うち国公有	私有	私有割合（%）
すべての土地	171,251.9	157,909.9	13,342.0	7.8
農業目的地	38,373.8	25,537.6	12,836.3	33.5
都市・集落地	2,032.7	1,556.7	476.1	23.4
産業・国防等目的地	1,733.7	1,706.1	27.6	1.6
特別保護地	4,703.3	4,701.9	1.4	0.0
森林ファンド地	112,632.0	112,632.0	0.0	0.0
水利ファンド地	2,805.5	2,805.4	0.1	0.0
保留地	8,970.8	8,970.3	0.6	0.0

資料：ロシア土地白書 2015 年版 47-48 頁表 1.11 及び 168-160 頁付表 1 より筆者作成。

また、同表から私有地の総面積 1 億 3,342 万 ha に対する各類型区分の私有地の割合を見ると、農業目的地に属する私有地（1 億 2,836 万 ha）が私有地総面積の 96.2%を占めているのに対し、その他は都市・集落地に属する私有地（476 万 ha）が 3.6%、産業・国防等目的地に属する私有地（28 万 ha）が 0.2%とわずかである。次項で見るように、都市・集落地に属する私有地の大半も、実は住民副業経営等の農業生産主体の所有となっていることを考えると、1990 年代のロシアの土地改革は、実質的には農業部門に限定された土地改革だったとすることができる。

3) ロシアの私有地の所有構造—農業目的地に着目した考察

ロシア連邦に存在する私有地について、主な類型区分別、所有者別に現状（2016 年 1 月 1 日現在）を整理したものが第3表である。同表に示すとおり、ロシアの私有地のほと

んどは類型区分では農業目的地に属しており、一部が都市・集落地内で特定の主体によって所有される構造になっている。このため、農業目的地について考察することを通じてロシアの私的土地所有の基本的な構造を把握し、必要な場合に都市・集落地についても併せて考察することによって全体の理解を深めることとしたい。

（i） 農業目的地の私的所有の大枠

農業目的地に属する私有地の総面積は、1億2,836万haである。このうち自然人の所有地が1億1,108万haで、農業目的地に属する私有地全体の86.5%を占める（以下に示す構成比は、原則として農業目的地に属する私有地全体に対する割合）。これに対し、法人の所有する農業目的地の総面積は1,728万ha（13.5%）である

第3表 ロシア連邦の私有地の内訳（2016年1月1日現在）

	私有地の総面積	自然人所有地の面積				
		自然人所有地計	集団所有計	集団所有内訳		
				集団的持分所有	集団的共有	
全類型区分(万 ha) (1)	13,342.0	11,529.8	8,837.9	8,776.0	62.0	
うち農業目的地(万 ha) (2)	12,836.3	11,108.1	8,832.4	8,770.8	61.6	
同, 都市・集落地(万 ha)(3))	476.1	417.5	5.0	4.6	0.3	
農業目的地に属する私有地の構成比(%) (4)	100.0	86.5	68.8	68.3	0.5	
都市・集落地に属する私有地の構成比(%) (5)	100.0	87.7	1.0	1.0	0.1	
	自然人所有地の面積					
	個別所有計	個別所有内訳				
		農民経営	農産物生産を行う個人企業	住民副業経営	農産物生産を行う市民	菜園
(1)	2,691.9	558.6	97.9	604.4	1,345.8	85.2
(2)	2,275.7	557.0	97.3	295.0	1,265.6	60.8
(3)	412.5	1.6	0.7	309.3	76.5	24.4
(4)	17.7	4.3	0.8	2.3	9.9	0.5
(5)	86.7	0.3	0.1	65.0	16.1	5.1
	法人所有地の面積					
	法人所有計	内訳				
		農業目的地の持分権	農業組織	法人格を有する農民経営	非農業企業・その他	
(1)	1,812.2	119.6	1,441.6	169.0	82.0	
(2)	1,728.2	119.6	1,427.3	168.8	12.5	
(3)	58.6	0.0	13.7	0.2	44.7	
(4)	13.5	0.9	11.1	1.3	0.1	
(5)	12.3	0.0	2.9	0.0	9.4	

資料：ロシア土地白書2015年版44頁表1.10を筆者が要約したもの。

自然人の所有は、さらに集団所有と個別所有の二種類に分類される⁽⁸³⁾。集団所有は、多数の自然人の集団による土地の共有であり、個別所有は、境界の画定された土地区画を、一人の自然人が所有する（又は少数の自然人が共有する）ものである⁽⁸⁴⁾。これらに属する農業目的地の面積は、前者が8,771万ha（68.8%）、後者が2,276万ha（17.7%）となっ

ている。既に見たように、ロシアの土地改革における土地の私有化は、農業目的地の私有化とほとんどイコールだが、私有の農業目的地の中で3分の2を上回る最大の割合を占めているのは自然人による集団所有である。

（ii） 自然人による農業目的地の所有

i） 集団所有

自然人による農業目的地の所有について、まず集団所有から見よう。集団所有は、ソ連時代にはコルホーズやソフホーズが占有・使用していた国有地を、土地改革の過程でコルホーズの構成員等の集団に共有させる形で私有化したものである。

第3表に示すとおり、集団所有には集団的持分所有と集団的共有という2つの形態がある。両者の違いは、集団的持分所有では共有者の持分割合が定められているのに対し、集団的共有では持分割合の定めがないという点にある。ただし、集団的持分所有においても定められているのは対象となる土地全体に対する持分割合であり、具体的な土地区画が共有者ごとに特定されている訳ではない。農業目的地の面積で見ると、集団所有のほとんどは集団的持分所有の形を取っており、集団的持分所有の8,771万ha（農業目的地に属する私有地の68.3%）に対し、集団的共有は62万ha（同0.5%）とわずかである。

集団的持分所有、集団的共有のいずれにしても、対象となっている土地については、共有している自然人との賃貸借契約等を通じて、農業組織がこれを使用し、農業生産を行っている場合が多いと考えられる（一部は農民経営等も借りていると思われる）。

第3節の農業目的地取引法のところで見たように、集団所有については、多数人による共有という事情に由来して権利行使に対する制約が多く、個々の持分権者の権利は、所有権ではあるが、次に見る個別所有に比べて弱い。

集団的持分所有とされる農業目的地については、その少なからぬ部分が「権利行使のない土地持分」となっているという問題がある。その発生原因としては、土地改革の過程で土地持分権を構成員等に配分した際に交付されるはずの持分権証書が交付されなかった場合や、持分権配分後の長年月の経過に伴って持分権者の移住や死亡が発生し、権利者が不明になった場合などがあると考えられる。

前述のとおり、この問題の改善を図るため、2010年の農業目的地取引法改正で第12条の1が追加されており、「権利行使のない土地持分」は減少傾向にあるものの、その面積は依然として大きい。法改正直後の2011年1月1日現在では2,396万ha（集団的持分所有に属する農業目的地の23.9%）だった権利行使のない土地持分の面積は、2016年1月1日現在では1,718万ha（同19.6%）となっている。

ii） 個別所有

次に個別所有について見てみよう。個別所有は、一人あるいは少数の自然人が、土地の持分ではなく、境界の画定された土地区画を所有するものであり、土地改革の過程で具体的な土地区画の分与を受けて形成されたものである。ここでは、「農民経営」と「住民副業

経営」に着目したい。

（a） 農民経営

第3表においては、農民経営を2つの類型に分けて掲載している。第一の類型が現行農民経営法に基づく法人格を有さない農民経営である。これが所有する土地の面積は、同表では「自然人所有地の面積」の中の「農民経営」に掲げられており、農業目的地は557万ha（全類型区分の土地では559万ha）となっている。

第二の類型は法人格を有する農民経営である。これは既に廃止されたロシア共和国農民経営法（旧農民経営法）において、農民経営は法人格を有するとされていたことの名残である⁽⁸⁵⁾。第二の農民経営が所有する土地の面積は、第3表では「法人所有地の面積」の中の「法人格を有する農民経営」に掲げられている。所有する農業目的地の面積は169万haであり、それ以外の類型の土地の所有はほとんどない。

後ほど見る全ロシア農業センサスで「農民経営」と呼ばれるのは、第一と第二の農民経営を合わせたものなので、両者が所有する土地の面積の合計を示すと、農業目的地では726万ha（全類型区分の土地では728万ha）となる。農業目的地に属する私有地の総面積に占める割合は5.7%にとどまる。

なお、全ロシア農業センサスなどの統計で第一と第二の農民経営に準じるものとして扱われるのが「個人企業」（индивидуальный предприниматель）である。ロシア土地白書では「農産物生産を行う個人企業」がこれに当たると思われる⁽⁸⁶⁾。第3表に示すとおり、「農産物生産を行う個人企業」の所有する農業目的地の土地の面積は97万ha（全類型区分の土地では98万ha）である。第一と第二の農民経営にこれを加えても、所有する農業目的地に属する私有地の合計面積は823万haであり、私有農業目的地の総面積の6.4%にとどまる。農民経営の創設はロシアの土地改革の最重要課題の1つだったが、土地の所有面積という観点からは、ロシアの農業生産主体の中で農民経営が占める割合は、現状においても小さい。

一方、ロシア土地白書においては、農民経営（第一＋第二）に限定して、土地の占有・使用面積を示している（数値は全類型の土地の値で、農業目的地のみの値は示されていない）。これによると、農民経営（第一＋第二）が占有・使用する土地区画の総面積は1,813万haである。このうち私有地の面積が728万haで、上述した第一と第二の農民経営が所有する全類型区分の土地の面積と一致する（第3表参照）。このほかに1,085万haの国公有地を賃貸借等の形で使用している⁽⁸⁷⁾。

このロシア土地白書のデータから、農民経営は国公有地の賃貸借等を活用して自己所有地以上の面積の土地を確保していることがわかる。他方、このデータについては、農民経営が賃借等している土地は国公有地だけなのか、私有地は自己所有地だけで、他者の私有地は借りていないのか、という疑問が湧く。この点については、後ほど農業センサスの数値を確認する際に改めて触れる。

(b) 住民副業経営

第3表には、土地を個別所有する自然人の類型として、前述の農民経営や個人企業のほかに、「住民副業経営」、「農産物生産を行う市民」、「菜園」を掲げている。これらは、いずれも「自給を主目的とする農業生産主体」という点において共通性を有し、企業的な農業生産主体とされる農民経営等とは別のカテゴリーにまとめられる。ここでは、住民副業経営法に根拠をもち定義が明確で、後ほど示す農業センサスとのデータの比較も可能と考えられる「住民副業経営」(личное подсобное хозяйство)を主に取り上げる。

第3表に示すとおり、住民副業経営の所有する土地の面積は、全類型区分の土地で見ると604万haである。そのうち農業目的地に属するものが295万haであるのに対し、都市・集落地に属するものが309万haで、都市・集落地に属する土地の方が多くなっていることが特徴である。住民副業経営の土地のうち、都市・集落地に属するものは、住宅付属地(приусадебная земельная участка)と呼ばれるものである。ロシアの農村集落を訪れると必ず見られる住宅の裏の畑がこれである。

ロシア土地白書においては、農民経営と同様に、住民副業経営による土地の占有・使用状況の数値(全類型の土地の値)を示している。これによると、住民副業経営の占有する土地の総面積は798万haである。このうち私有地が604万haであり、前述の住民副業経営が所有する全類型区分の土地の面積と一致している。このほかに、賃貸借等を通じて使用する国公有地が193万haである⁽⁸⁸⁾。住民副業経営は、農民経営と比べると、自ら所有する土地の面積に対して賃借等している国公有地の面積が小さいが、この点は、企業的な農民経営と自給を主目的とする住民副業経営の性格の違いによるものであり、後者における経営規模拡大志向の低さを示すものであろう。

第3表に掲げた土地を個別所有する自然人の類型のうち、「農産物生産を行う市民」と「菜園」についても簡単に触れておきたい。

まず「農産物生産を行う市民」は、所有する土地の面積は、全類型では1,346万ha、農業目的地では1,266万haと住民副業経営よりも大きい。ここに含まれる者の定義はロシア土地白書には明確に示されていないが、おそらく農業センサスにおいて「住民副業経営」に準じるものとして扱われている「市民の個人的経営」に相当すると推測される。

次に「菜園」は市民が営む農園であるが、個人単独ではなく団体を構成して運営している点が特徴であり、住民副業経営や「農産物生産を行う市民」と異なるところである。所有する土地の面積は、全類型では85万ha、うち農業目的地が61万ha、都市・集落地が24万haとなっている。その性格上都市・集落地の割合が高いのが特徴である。農業センサスにおいては「市民の非営利団体」という類型に含まれている。

全ロシア農業センサスにおいては、「住民副業経営」、「市民の個人的経営」及び「市民の非営利団体」は、「住民経営」(хозяйство населения)という大枠で括られている。

なお第3表は、都市・集落地に属する私有地の86%は、「住民副業経営」、「農産物生産を行う市民」及び「菜園」という、何らかの農業生産を目的とする者に所有されていることも示している。その多くでは農業生産が行われていると考えられるので、ロシアにおい

ては、農業生産に用いられていない市街地の場合、私有地はわずかで、そのほとんどは国有地と考えられる。

（iii） 法人による農業目的地の所有

第3表に関する記述の最後は、法人による農業目的地の所有である。具体的には「農業目的地の持分権」と「農業組織」の所有地とに注目したい。

農業組織は、コルホーズ等の後身に当たる農業企業であり、コルホーズ等が占有・使用していた土地については構成員等の集団所有（ほとんどは集団的持分所有）とされたため、後身の農業組織においては、基本的にはこれらの権利者から土地の持分権を賃借する形で農業経営を行っている場合が多いとされる。

このようなケースほど一般的ではないが、権利者が土地の持分権を農業組織の資本金の一部として現物出資する場合もある。その場合には、土地の持分権は農業組織が所有することになる。第3表には、農業目的地のうち法人が所有する「農業目的地の持分権」が120万ha存在することが示されている。その多くは、おそらく土地の持分権者がその権利を農業組織に出資したケースと考えられる。

次に、農業組織が自ら農業目的地を所有する場合である。この場合は、土地の持分権ではなく、具体的な土地区画を農業組織が自ら所有している。第3表に示すとおり、こうした農業目的地の面積は、2016年1月1日現在で1,427万haである。2011年1月1日時点では896万haだったので、近年顕著に面積が増加している。こうした動きは、後ほど見るアグロホールディングの動向と通底しており⁽⁸⁹⁾、ロシアで進行する大規模な農地保有の拡大の一端を示すデータではないかと推測される。

（2） 全ロシア農業センサスに見る農業構造の変化

ソ連解体後のロシア連邦においては、2006年と2016年の2回「全ロシア農業センサス」（以下「農業センサス」）が実施されており、2016年農業センサスの結果は2017年から順次公開が始まっている。2006年と2016年の農業センサス結果のうち、農業生産主体と土地に関わるものを第4表から第6表に整理した。これらで2006年と2016年の数値を比較することにより、その間のロシアの農業構造の変化を考察していこう。

まず経営体数については、第4表及び第5表で「調査年に農業活動を行ったもの」を見ると、農業組織が40,627経営体から27,508経営体へ、農民経営等が147,496経営体から115,600経営体へと減少する一方で、住民副業経営等は、調査年に農業活動を行ったか否かを区別したデータはないが、2,280万経営体から2,349万経営体へと増加している。住民副業経営等の中では、「市民の個人的経営」が62万経営体増と顕著に増加している。「市民の個人的経営」の1経営体当たり農用地面積は2016年でも0.14haときわめて小さい。

こうした数値の変化は、農業組織や農民経営の淘汰が進む一方で、特に農業組織での職を失った農民などが、生計を維持するために、農民経営や住民副業経営などの法制度に則

った経営形態からは外れた形で、「市民の個人的経営」と総称される自給的な農業生産を行うようになっている状況があることを推測させる。

第4表 農業組織、農民経営等の土地の概要(全ロシア農業センサス)

	2006 年				2016 年			
	農業組織	農民経営等			農業組織	農民経営等		
		計	農民経営	個人企業		計	農民経営	個人企業
経営体数(単位:1経営体)	59,208	285,141	253,148	31,993	36,075	174,773	136,719	38,054
うち調査年に農業活動を行ったもの(a)	40,627	147,496	126,208	21,288	27,508	115,600	90,142	25,458
その総数に占める割合(%)	68.6	51.7	49.9	66.5	76.3	66.1	65.9	66.9
総土地面積(万ha)	41,026	2,937	2,597	340	29,159	4,331	3,788	543
うち農用地	13,229	2,414	2,159	256	9,011	3,958	3,505	453
うち実際に使用されているもの(b)	9,795	2,009	1,790	219	8,006	3,627	3,236	392
1経営体当たり農用地面積:実質値(b/a, ha)	2,411	136	142	103	2,910	314	359	154

資料:ロシア連邦統計庁「全ロシア農業センサス」2006年及び2016年より筆者作成。

第5表 住民経営の土地の概要(全ロシア農業センサス)

	2006 年				2016 年			
	住民副業経営等			市民の非営利団体	住民副業経営等			市民の非営利団体
	計	住民副業経営	市民の個人的経営		計	住民副業経営	市民の個人的経営	
総数(単位:万経営体)(c)	2,280	1,746	534	8.0	2,349	1,753	595	7.6
総土地面積(万ha)	971	890	81	125	1,310	1,202	108	115
うち農用地(d)	876	813	63	80	1,216	1,130	86	36
1経営体当たり農用地面積:名目値(d/c, ha)	0.38	0.47	0.12	9.90	0.52	0.64	0.14	4.80

資料:ロシア連邦統計庁「全ロシア農業センサス」2006年及び2016年より筆者作成。

第6表 全経営体の土地・農用地の総面積と各経営体類型のシェアの変化(全ロシア農業センサス)

	2006 年				2016 年			
	農業組織	農民経営等	住民副業経営等	市民の非営利団体	農業組織	農民経営等	住民副業経営等	市民の非営利団体
全経営体の土地の総面積	4億5,060万ha				3億4,915万ha			
同農用地の総面積	1億6,599万ha				1億4,221万ha			
経営体類型	農業組織	農民経営等	住民副業経営等	市民の非営利団体	農業組織	農民経営等	住民副業経営等	市民の非営利団体
農用地総面積に占める各経営体類型のシェア(%)	79.7	14.5	5.3	0.5	63.4	27.8	8.6	0.3

資料:ロシア連邦統計庁「全ロシア農業センサス」2006年及び2016年より筆者作成。

土地の面積については、農業センサスの数値は農業生産主体が占有・使用する土地の面積であり、所有面積はその内数である。第6表に示すとおり、ロシアのすべての農業経営体が占有・使用する土地の面積は、2006年と2016年を比較すると、総土地面積が4億5,060万haから3億4,915万haへ、農用地の面積が1億6,599万haから1億4,221万haへと大きく減少した。

ロシアの農業においては、地理的・経済的に条件がよく、自然条件にも恵まれた地域・土地への生産の集中と、これら条件に恵まれない地域・土地での生産の放棄が進んでいる。放棄された土地は、既に森林等に戻った場合も少なくなく、類型区分を農業目的地从森林フォンド地に変更することも行われている。農業生産主体が占有・使用する土地面積の

減少は、こうした動向を反映した数値の変化であろう。

第6表で農用地の総面積に占める各経営体類型のシェアの変化を見ると、2006年には農業組織79.7%、農民経営等14.5%、住民副業経営等5.3%、市民の非営利団体0.5%だったが、2016年には農業組織63.4%、農民経営等27.8%、住民副業経営等8.6%、市民の非営利団体0.3%となっており、農業組織のシェアが低下する一方で、農民経営等と住民副業経営等のシェアが上昇しており、特に農民経営等のシェアの上昇が顕著である。

第4表及び第5表で「実際に使用されている農用地」の面積を農業生産主体の類型別に見ると、農業組織では9,795万haから8,006万haへ1,789万ha減少したのに対し、農民経営等では2,009万haから3,627万haへ1,618万ha増加した。また、住民副業経営等の農用地面積は、調査年に実際に使用されたか否かを区別したデータはないが、876万haから1,216万haへ339万ha増加している。実際に使用されている農用地は、活動を縮小又は停止した農業組織から農民経営などに移っているとみられる。

1経営体当たりの農用地面積は、農業組織では2,411haから2,910haへ、農民経営等では136haから314haへ、住民副業経営等では0.38haから0.52haへと、いずれの類型の農業生産主体においても拡大した。特に農民経営等で拡大が顕著である⁽⁹⁰⁾。

ここで、2016年農業センサスと前述のロシア土地白書2015年版における数値の違いについて考えてみたい⁽⁹¹⁾。農業センサスにおける農業経営体の類型ごとの土地面積は占有・使用面積を示しているので、土地白書においても占有・使用面積が示されている農民経営及び住民副業経営について考察する。

まず農民経営について見てみよう。土地白書によれば、農民経営（第一＋第二）が占有・使用する土地区画の総面積は1,813万haである。このうち私有地の面積が728万haであり、このほかに1,085万haの国公有地を賃貸借等の形で使用している。これに対し農業センサスにおいては、農民経営が占有・使用する土地の総面積は3,788万haとされており、農業センサスの値は土地白書の値と比べると1,975万haも大きい。土地白書による農民経営の所有地の面積728万haが農業センサスによる農民経営の占有・使用する土地の面積4,331万haに占める割合を求めれば16.8%となる。

次に住民副業経営について見てみよう。土地白書によれば、住民副業経営が占有・使用する土地の総面積は798万haである。このうち私有地の面積が604万haであり、193万haの国公有地を賃貸借等の形で使用している。これに対し農業センサスにおいては、住民副業経営が占有・使用する土地の総面積は1,310万haとされている。農業センサスの数値は土地白書の数値と比べると512万ha大きい。土地白書による住民副業経営の所有地の面積604万haが農業センサスによる住民副業経営の占有・使用する土地の面積1,310万haに占める割合は46.1%である。

土地白書より農業センサスの方が土地の占有・使用面積が大きい理由としては、①土地白書の数値が、所有、賃貸借等いずれも登記に基づく数値であるのに対し、農業センサスの数値は実態に基づくものであり、登記の有無にかかわらず値を把握していること、②土地白書の数値は、賃貸借等については国公有地を対象としたもののみだが、農業センサ

スの数値には私有地の貸借も含まれており、その中には登記を伴わない事実上の貸借も少なからず含まれていること、等が考えられる。これらの点はロシアの農業生産主体の構造変化を知る上で興味深いので、引き続き調べたい⁽⁹²⁾。

(3) アグロホールディングによる土地集積の進行

「アグロホールディング」は、農業分野を中心とする企業のインテグレーションにより形成された大規模な企業グループである。食品産業などの農外資本が主導する場合が多く、2000 年前後から形成、発展してきた。アグロホールディングについては、確立された定義がなく、公式の統計も存在しないため、信頼できる情報を得ることは難しい。そうした中で、ロシアの会計監査・コンサルティング会社である BEFL が、10 万 ha 以上の土地を保有（所有だけでなく、賃借その他の権原に基づく使用も含む）するアグロホールディングのランキングを掲載したレポートを 2014 年以降毎年公表している（本稿執筆時点の最新版は 2017 年版）。もとより情報の確度や網羅性には限界があるが⁽⁹³⁾、これをもとにアグロホールディングによる大土地保有の状況を紹介したい。

BEFL (2017) には、2017 年 4 月時点で 10 万 ha 以上の農業用地⁽⁹⁴⁾を保有する 50 のアグロホールディングが面積順に掲載されており、これらが保有するとされる農業用地の総面積は 12 百万 ha 近い。そのうち上位 10 位までを抜粋するとともに、各アグロホールディングについて、2017 年 4 月時点と対比して 2016 年 4 月時点（出典は BEFL (2016)）の土地面積を付記したものが第 7 表である。

第 7 表 ロシアの最大級の農業用地保有者（2017 年上位 10 位）

2017 年 順位	名称		土地面積（千 ha）	
			2017 年 4 月	2016 年 4 月
1	プロディメクス+アグロクルトゥーラ	Продимекс+Агрокультура	790	790
2	ルスアグロ	РусАгро	670	594
3	ミラトルグ	Мираторг	644	594
4	アグロコンプレクス	Агрокомплекс	640	459
5	アク バルス ホールディング	ХК Ак Барс	505	505
6	イヴォルガ・ホールディング	Иволга-холдинг	489	511
7	ロスアグロ	РосАгро	400	400
8	アヴァンガルド・アグロ	Авангард-Агро	390	370
9	ステップ+RZ アグロ	Степь +РЗ Агро	350	142
10	ドミナント グループ	ГК Доминант	320	320

資料：BEFL (2017)4 頁の図及び BEFL (2016) 3 頁の図から筆者が抜粋。

注。「保有」とは、所有と賃貸借その他の権原に基づく使用の合計。

この表から言えることは、これらアグロホールディングの土地保有は、すでに巨大な面積となっていること、そして、それにもかかわらず現在も変化を続けていることである。

第 7 表所掲の 10 アグロホールディングのうち、2016 年から 2017 年にかけて土地面積

が拡大したのが、2位のルスアグロ、3位のミラトルグ、4位のアグロコンプレクス、8位のアヴァンガード・アグロ、9位のステップ+RZ アグロの5つ、逆に縮小したのが6位のイヴォルガ・ホールディングである。

土地面積が縮小したイヴォルガ・ホールディングは、カザフスタンに本拠を置くアグロホールディングであるが、2015年に経営危機に陥り、ロシア国内の資産の一部をルスアグロ、プロディメクス、ミラトルグに売却したとされている⁽⁹⁵⁾。また、第1位のプロディメクス+アグロクルトゥーラや第9位のステップ+RZ アグロは、別組織のアグロホールディングが1つの資本の傘下に入ったため土地面積を合算しているものである⁽⁹⁶⁾。

また、第7表所掲の10アグロホールディングのうち、2015年から2016年にかけて保有する農業用地の面積が特に大きく拡大したのは、第9位のステップ+RZ アグロ（208千ha増）と第4位のアグロコンプレクス（181千ha増）である⁽⁹⁷⁾。巨大アグロホールディングの土地保有はいまだ安定的で固定化したものではなく、合従連衡は今も続いている。

アグロホールディングの土地保有の詳細、例えば所有と貸借の割合等については事例的にしか把握できないが、長友（2015）146頁の第22表にまとめたように、所有地よりも賃借地の方が多いというアグロホールディングは少なくない。第3章に示した、農業目的地に属する私有地の7割近くが「集団所有」であるという構造を前提とすれば、アグロホールディングの保有地に含まれる賃借地は、農業組織を買収して傘下に加える際に、当該農業組織が集団所有地の持分権者と結んでいた賃貸借契約を承継した場合が多いのではないかと推測される。

ロシアの土地改革において、コルホーズ等の土地の私有化に当たって集団所有方式を採用したことについては、コルホーズ的な農業生産主体の存続を実質的に可能にする意図があったと考えられる。しかし、持分権者の単独行動が制約される集団所有がコルホーズ等の後身に当たる農業組織の買収を通じた大土地保有を容易にしたと評価することもできる。コルホーズ的な農業生産主体の存続を望んだ保守派は、土地取引の自由化に対しては大土地所有に途を開く懸念から反対したが、彼らの意図に合致していたであろう農業組織に強く依存する集団所有が、アグロホールディングによる大土地保有を容易にしていたとすれば、皮肉な結果と言わざるを得ない。

5. おわりに

本稿においては、1980年代後半から1990年代前半の時期を中心に行われたロシアの土地改革の経緯、その結果を踏まえて制定された現行土地法制の概要、これらを基礎として形成されたロシアの土地の現状について記述した。

ロシアの土地改革の推進者たちが目指したのは、農民を集団農場から解放し、自立した生産主体としてその創意を十分に発揮させることにより、農業生産に活力を取り戻すことだった。このための方策の中心と考えられたのは、集団農場から独立した農民経営を創設

し、彼らが生産の中心を担う農業構造を実現することだった。しかし、現実の改革は、ソ連時代の集団農場体制の存続を志向する保守派の抵抗、改革が引き起こした経済の混乱などによって、徹底的なものとはならなかった。コルホーズ的な経営体は形を変えて存続し、農民経営の創設は限られた時期にしか実現されず、農民経営が受け取った土地も広大なロシアの農用地の中では小さな割合にとどまった。

しかし、直接的な改革は限られたものであっても、その後も変化は続いた。その中には、改革当時意図されていた方向に進んだものもあれば、当時は意図されなかった方向に進んだものもあった。農民経営の創設は限定的であり、その後の淘汰で経営体数はさらに大きく減少したが、生き残った経営体は土地を拡大し、穀物生産等の耕種農業を中心に存在感を高めている。一方、コルホーズ等を引き継いだ農業組織の方も、2000年前後の経営難の時期を経て再編・淘汰が進み、農外の投資家による支配やアグロホールディングによるグループ化が進行している。ロシア連邦土地法典の制定過程において農地の売買の自由化に反対した保守派が懸念していたのは、それが大土地所有（ラティフンディア）を招きかねないということだった。アグロホールディングの出現により彼らの懸念は現実となったが、アグロホールディングが今日のロシア農業躍進の担い手となっているのもまた現実である。

ロシアの土地の現状の把握については今回のレポートはまだ入り口である。土地の現状やそこに至る経緯については地域を分けた分析が必要である。土地取引の動向についても把握したいところであるが、これらは来年度の課題としたい。

〔注〕

- (1) ロシアの法令の条文については、土地改革当時のものも含め、ロシア政府の「国家法令情報システム・法令情報公式インターネット・ポータル」から入手した。
- (2) ノーヴ(1982) 49頁。藤田(1986) 10頁も同様。
- (3) スターリンによる強制的集団化は、1929年から開始され、1930年代前半にはおおむね完了している(ノーヴ(1982) 199頁表VII-2参照)。その過程で行われた過酷な穀物調達と深刻な饑饉の発生、集団化に抵抗する「富農」と見なされた者の絶滅などにより、膨大な数の農民が犠牲となった。ノーヴは「(1932年から1939年の)途中のどこかで、ゆうに1000万人以上の人々が「人口統計学上」消えてしまったことになる」と述べる(ノーヴ(1982) 205-206頁)。
- (4) ソ連においては、フルシチョフ政権以降、国民生活の安定に配慮して食品の小売価格を低く抑える一方で、農民の生活水準向上等の観点から農産物の生産者価格を引き上げたため、畜産物を中心に農産物価格は逆ざやとなり、多額の農産物価格差補給金が支出されるようになった(田畑(1995) 169頁)。
- (5) その典型が食肉である。ソ連においては、国民の生活向上と社会の安定の観点から、食肉の小売価格は低水準に維持されてきたが、これによって食肉に対する需要が拡大し、慢性的な需要過剰をもたらした。増大する食肉需要に対して国内生産の拡大に努めたが、ソ連の畜産は極めて飼料効率が低かったため、飼料穀物の浪費と大量の穀物輸入を招いた(山村(1990) 150-160頁)。
- (6) 非効率な流通による大量のロスの発生については山村(1992b) 50-52頁、一部の地域や部門の優遇に伴う供給の偏りについては山村(1990) 162-163頁。
- (7) 山村(1992b) 51-53頁。
- (8) ブレジネフ政権最末期の1982年5月に「1990年までの食料プログラム」が制定され、農業生産の集団請負制が公認されたが、同プログラムの策定を実質的に担当したのは、当時農業担当書記兼政治局員だったゴルバチョフとされる(金田(1990) 68頁)。
- (9) ソ連時代には国権の最高機関として最高会議が存在したが、政治の実権は共産党が握り、形式的な存在となっていた。ゴルバチョフは、改革への抵抗を抑えるには政治の民主化が必要との立場から、新たに人民代議員大会を設立し、国民による直接選挙を導入するとともに、最高会議の議員は人民代議員大会において選出する仕組みを作った。常設の最高会議と、会期ごとに招集される人民代議員大会との二段階制の議会である。人民代議員大会はソ連邦のレベルだけでなく、連邦構成共和国レベルでも設けられ、ロシア共和国の人民代議員大会・最高会議は、ソ連中央で失脚したエリツィンが復活を遂げる足がかりとなった。しかしソ連解体後のロシア連邦においては、人民代議員大会・最高会議はエリツィンの改革に抵抗する保守派のよりどころとなり、エリツィンとの対立を深めていくことになる。
- (10) Основы законодательства Союза ССР и союзных республик о земле (приняты ВС СССР 28.02.1990)
- (11) 山村は、土地改革急進派の中心人物だったチーホノフの「我々は、農業関係委員会にコルホーズ、ソフホーズのエリート達が多数はいりこんでいる連邦政府や議会には期待していなかった。我々の期待はより進歩的な共和国の議会にある。それ故に、我々は土地法制作業の際に『土地法』ではなく共和国土地法の『基礎』をつくることに努めた

- のである」との言葉を紹介している（山村（1991a）43頁）。
- (12) 「人民の資産」の意味について、山村は、チーホノフの「1928年のスターリンによる不当な決定を廃止し、10月革命当時の状態に戻すものである」との言葉を紹介している（山村（1997）12頁）。
- (13) 「終身土地占有」の下では、経営の完全な独立性が確保されるが、土地の自由な売買・処分は認められなかった（山村（1997）12頁）。
- (14) 「ソビエト」совет は、辞書的には「議会」「会議」の訳語が当てられるが、三権分立制の議会とは異なり、立法権だけでなく一部の行政権も有しているため、「議会」の訳語を用いると三権分立システムに慣れた日本人の視点からは違和感のある記述になることから、そのまま「ソビエト」とした。
- (15) 帝政時代に農村共同体から独立した個人農を創設しようとしたストルイピン改革（1906年～）では、独立を望む農民に土地を与えない共同体から土地を切り離し農民に与える権限を、ゼムストヴォ（当時の地方議会）が有することとされたが、ソ連土地基本法制定当時の改革推進派が地域のソビエトに土地改革を主導する役割を期待した背景にはゼムストヴォからの連想があった（山村（1997）12頁）。
- (16) 本稿では、ソビエト連邦を構成した15の共和国の1つである「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国」については、「ロシア共和国」と略称し、「ロシア」とは呼ばない。「ロシア」という略称は、ソ連解体後に成立した「ロシア連邦」についてのみ用いる。
- (17) ロシア共和国土地改革法については、1990年11月に制定された直後の同年12月には大幅な改正が行われている。改正内容には、土地改革に対する集団農場支持勢力の根強い抵抗と、これと妥協しつつも進められていく改革の様子が示されている。同法が短期間で大幅改正された経緯については、現時点では不明。
- (18) 土地区画の所有権は住民副業経営に対しても与えられた。「農民経営」と「住民副業経営」は、いずれも個人・家族を中心とする農業経営体だが、前者が商品生産を主体とする企業的な経営体を想定しているのに対し、後者は、コルホーズの構成員等が、食料の自給や副収入の確保を目的として副業的に営む小規模な農業生産であり、ソ連時代から現在に至るまで存在する。現行法でも根拠法は別々である。
- (19) Закон РСФСР от 23.11.1990 г. № 374-I «О земельной реформе»
- (20) Государственный комитет РСФСР по земельной реформе
- (21) ロシアの市、郡等の地方行政組織については後掲の注67参照。
- (22) Закон РСФСР от 22.11.1990 г. № 348-I «О крестьянском (фермерском) хозяйстве»
- (23) ここまで「農民経営」と書いてきたが、法律の規定上は「農民（フェルメル）経営」крестьянское (фермерское) хозяйство である、この用語は、定義に変化はある（例えば、現行法では農民経営は法人ではない）ものの今日もロシアの法令や統計で公式に用いられている。この言葉は「農民経営」крестьянское хозяйство と「フェルメル経営」фермерское хозяйство という2つの概念を合体させた言葉である。山村によれば、「農民経営」とはもっぱら家族労働に依拠するロシア古来の勤労農民経営であるのに対し、「フェルメル経営」とは、家族労働を中心としつつも雇用労働も用いる欧米の「ファーマー」（「フェルメル」はそのロシア語読み）のような企業家的な商品生産者であり、2つの言葉を併用するようになったのは、この言葉を使い始めた人々の目指したものが、伝統的な「農民経営」の単なる復活にとどまらず、「ファーマー」のような商品生産者をロシアの農村に作り出すことだったからだろうと山村は指摘している（山村（1997）26-28頁）。
- (24) 山村によれば、「集団経営の土地独占を制約するものとしてソビエトが重要な役割を演じることが想定されていたが（中略）農村の選挙で選ばれたソビエトは、むしろエリツインの敵対勢力であるコムニストや農村のボスたちの牙城だったのであり、1年後には、土地に関する権力は、ソビエトから分離された執行機関（行政府）に移されることになった」（山村（1997）17-18頁）
- (25) Кодекс РСФСР от 25.04.1991 г. № 1103-I «Земельный кодекс РСФСР»
- (26) ロシア共和国土地法典第23条においては、土地区画の所有権の供与の権限は、土地区画の所在地が村や集落の区域内であれば村や集落の人民代議員ソビエト、市内であれば市の人民代議員ソビエトに属するものとされた。また、郡の人民代議員ソビエトについては、郡内で、村・集落、市のいずれにも属さない場所にある土地区画の所有権の供与の権限を有するものとされた。
- (27) 一人当たりの土地持分は、平均的には10～15haだが、一人当たり土地面積の算出に年金生活者なども加える方式を採ったことによって、人口が密集し土地が不足する地域では、一人当たりの土地持分が5ha未満という場合もあり、農民経営の適正規模が確保されない問題が生じたと指摘されている（山村（1997）19頁）。
- (28) ロシア共和国憲法第12条（1992年12月改正時点の条文）には、土地所有者は類型区分を変更しない場合には取得からの期間を問わず売却等できるが、それ以外の場合には、土地区画を無償で取得した場合には10年、有償で取得した場合には5年が経過した後売却が可能となる旨規定されている。
- (29) 山村（1997）30-31頁。
- (30) 山村（1997）16頁。
- (31) 農民経営創設の②の方式の動向については山村（1997）39-40頁、同③の方式の動向については山村（1997）44-47頁による。
- (32) ロシア統計年鑑には、2001年版から2007年版まで農民経営の経営体数と土地面積のデータが掲載されていた。それ以降は掲載が途絶えている。
- (33) これらの数値は、農民経営の経営体の登録数なので、経営体の実態上の減少はこれより大きい。第1図のデータとは調査方法が異なるので数字に若干ずれはあるが、2006年の全ロシア農業センサスによれば、同年7月1日現在の農民経営は253,148経営体であり、そのうち調査年に農業活動を行ったものは126,208経営体とされている。
- (34) 山村（1997）76-96頁。
- (35) 長友（2017）96頁表3-1-①によれば、農業全体の交易条件を示す指数（数値が小さくなるほど、生産財の価格上昇率に対して農産物の価格上昇率が小さく、農業の交易条件が悪化していることを示す）は、1990年を1とすると、1992年0.582、1993年0.442と急激な交易条件の悪化を示している。

- (36) シラーエフ首相解任後は、エリツィン大統領が緊急措置として 1991 年 11 月から 1992 年 6 月まで自ら首相の職務を務めた。その間ガイダルは副首相として急進的な市場経済移行政策を主導し、1992 年 6 月には首相代行に就任した。その後同年 12 月の人民代議員大会（議会）では、エリツィンが望んだガイダルの首相就任は反対が強く実現できず、穏健派のチェルノムイルディンが首相に就任した。
- (37) ロシアの土地改革における 2 つのアプローチについては、山村（1997）123-124 頁による。
- (38) Указ Президента РФ от 27.12.1991 г. № 323 «О неотложных мерах по осуществлению земельной реформы в РСФСР»
- (39) 正式名称は、土地改革・土地資源委員会（комитет по земельной реформе и земельным ресурсам）。
- (40) コルホーズ等においては、農民経営創設者に分与するための土地、構成員等による集団的共同所有等の対象とする土地を確保する。その残りの土地は土地再配分ファンドに組み入れられる（91 年 12 月大統領令第 5 項）。
- (41) Постановление Правительства РФ от 29.12.1991 г. №86 «О порядке реорганизации колхозов и совхозов»
- (42) 「民営化・組織再編委員会」は、集団農場緊急改組政令第 3 項に基づきすべてのコルホーズ、ソフホーズに設置される。委員会は、地域の行政機関、コルホーズ等の労使、郡の農政担当部局、土地改革委員会及び債権者の代表によって構成され、委員長はコルホーズ等の長が務める。
- (43) 山村（1997）126-133 頁、同（1992i）、同（1992j）による。
- (44) 1992 年 9 月 4 日付けロシア連邦政令第 708 号「農産コンプレクスの企業及び組織の民営化及び改組の手続きについて」に付属する規則「コルホーズ、ソフホーズの改組及び国営農業企業の民営化について」第 5 項においては、コルホーズ等の従業員集団が「望む場合には」株式会社等への改組ができること、従業員総会が従来の組織形態を維持することを決定した場合には、同じ形態を維持して再登録を行うことが規定されている。
- (45) 山村（1997）130 頁。なお、農業企業の組織形態が実質的にも変更されるのは、農業企業の債務の累積と破産処理を通じた再編が進んだ 2000 年代初頭以降ではないかと推測される。その時期以降、それまでは主流を占めていた農業生産協同組合が急激に減少し、代わって有限責任会社が増加する現象が起きている。
- (46) 山村（1997）133 頁。
- (47) Указ Президента РФ от 27.10.1993 г. № 1767 «О регулировании земельных отношений и развитии аграрной реформы в России»
- (48) 山村（1997）173 頁。
- (49) 1993 年 12 月 24 日付ロシア連邦大統領令第 2287 号「ロシア連邦の土地法制をロシア連邦憲法に適合させることについて」Указ Президента РФ от 24.12.1993 г. № 2287 «О приведении земельного законодательства Российской Федерации в соответствие с Конституцией Российской Федерации»においては、ロシア連邦土地法典や農民経営法については個別の条文を列挙してこれが無効となることを示し、土地改革法については法律自体が効力を失う旨規定している。
- (50) Указ Президента РФ от 07.03.1996 г. № 337 «О реализации конституционных прав граждан на землю»
- (51) 山村（1997）201 頁。
- (52) 農業目的地取引法の政府案では、国境地域でのみ外国人の農地所有を禁止していた。
- (53) Кодекс Российской Федерации от 25.10.2001 № 136-ФЗ «Земельный кодекс Российской Федерации»
- (54) 「土地関係」земельные отношения とは、おおむね「土地を巡る権利義務関係」の意味と解される。
- (55) 「自然人」のロシア語は гражданин である。一般的には「市民」の意味で用いられる言葉であり、本稿でも「市民」と訳す場合が多いが、ここでは「法人」юридическое лицо と対比されているので、我が国の民法上の用語である「自然人」を当てはめた。
- (56) ボゴリュボヴァ他（2015）444-445 頁。
- (57) 「類型」はロシア語では категория であり、英語の category に相当する。上記①～⑦の区を見ると「用途」に近いものから「属性」に近いものまで幅が広いので、とりあえず「類型」と訳した。
- (58) 「ファンド」（фонд）という言葉は、翻訳が困難なためロシア語をそのまま用いた。野部（2003）によれば、『ファンド（фонд）』とは、英語の fund に近い意味を持つロシア語である。ファンドは、『基金、積立金、準備金』という意味の他に、『特定の目的・基準によって備蓄・集積された財貨・物品の総体』を示す言葉としても多用される（野部（2003）68 頁注（4））。「森林ファンド」や「水利ファンド」は、後者の意味の「ファンド」である。
- (59) 「農業目的地」は山村理人北海道大学教授から教示頂いた訳語である。その定義を考慮すれば、あるいは「農業用地」などとした方が耳になじむかもしれないが、「農用地」（次注参照）と混同しやすいので、本稿でも「農業目的地」を使わせて頂いた。
- (60) ロシア連邦土地法典における сельскохозяйственные угодья の定義は、我が国の「農業振興地域の整備に関する法律」第 3 条第 1 号における「農用地」の定義である「耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地」にかなり近いと思われるので、訳語として「農用地」を採用した。なお、ロシア連邦土地法典の「農用地」の定義に含まれる小類型について原語（単数形）を示すと、耕地 пашня、採草地 сенокос、放牧地 пастбище、休耕地 залежь、多年生樹木植栽地 многолетние насаждения である。
- (61) Федеральный закон от 21.12.2004 г. № 172-ФЗ «О переводе земель или земельных участков из одной категории в другую»
- (62) 産業等用地については、類型区分の変更を原則自由としつつ、変更が認められない場合を列挙している（土地類型区分変更法第 9 条）。
- (63) ロシアの農用地の類型区分の変更を日本の農地転用規制との対比で説明すると、日本においては、農地転用を行うとする場合、農地法による農地転用許可と農業振興地域整備法による農業振興地域除外の 2 つの規制が適用される。ところ、ロシアにおいては、農地転用許可に相当するものはないが、農業振興地域除外に相当するものとして土地の類型区分の変更だけがあるというイメージになろう。
- (64) Федеральный закон от 24.07.2002 г. № 101-ФЗ «Об обороте земель сельскохозяйственного назначения»
- (65) チホミーロフ（2015）6-7 頁。

- (66) 農業目的地であっても農業目的地取引法が適用されない場合としては、当該土地区画を用いる者が、住民副業経営である場合、菜園（市民が団体を構成して営むもの）である場合などが挙げられている（農業目的地取引法第1条第1項第2パラ）。
- (67) 例えば、住民副業経営等の土地については、外国人等による農業目的地の所有規制（農業目的地取引法第3条）や、農業目的地の売買に当たっての連邦構成主体の先買権の規定（同法第8条）が適用されないことになると思われるが、住民副業経営等が占有・使用する土地面積は、2016年全ロシア農業センサスのデータから計算すれば1経営体当たり0.56ha（農用地に限れば0.52ha）と狭小であるため（後掲第5表参照）、これらの規制を適用する必要性は乏しいと判断されたものと考えられる。
- (68) この規制は、農業目的地全体ではなく、その中の農用地のみに係る規制である。
- (69) ロシア連邦の地方行政組織は、連邦構成主体である州 область 等のすぐ下に市 городской округ と郡 район が置かれ、郡の下に町村 поселение が置かれる構成である。市・郡以下が地方自治体とされる。本稿で「郡」と訳した район（ライオン）は、「地区」と訳すことも多いが、日本の仕組み（県と町村の間に郡がある）との対比によるイメージしやすさも考慮して、訳語に「郡」を当てた。ただし、ロシアの「ライオン」は日本の「郡」と違って地方自治体としての実体がある。
- (70) ヴォロネジ州の総農用地面積は、ロシア土地白書 2015 年版によれば 408 万 ha である。郡ごとの農用地面積は入手できていないが、ヴォロネジ州には 31 の郡があるので、郡の平均総農用地面積を機械的に計算し、その 25% を求めると約 3.3 万 ha となる。
- (71) 「権利行使のない土地持分」の原語は невестребованные земельные доли である。
- (72) 長友（2017）106 頁。1992 年以降 2000 年代初頭までのロシアの農業組織の法人形態の変化については未整理。
- (73) ロシア連邦民法典は民法典と商法典が一体化された民商一元方式を採っており（小田（2015）129 頁）、会社の組織形態など、我が国でいえば会社法に相当する内容も民法典に規定されている。
- (74) Федеральный закон от 11.06.2003 г. № 74-ФЗ «О крестьянском (фермерском) хозяйстве»
- (75) Федеральный закон от 07.07.2003 г. № 112-ФЗ «О личном подсобном хозяйстве»
- (76) 2016 年 1 月 1 日現在のロシアの土地総面積は、前年同期比で 260 万 ha 増加しているが、これは、2014 年にロシアが連邦に編入したクリミアの土地面積を追加したことによるものである。
- (77) уго́дья の訳語として、土地の名目上の用途を示すが、現況とは必ずしも一致していないという共通点に着目して仮に「地目」を当てた。両者の概念を厳密に比較したものではない。
- (78) 「非農用地」に含まれる各地目の原語（複数形）は、林地 лесные площади、林木植栽地 земли под лесными насаждениями、水底地 земли под водой、建物敷地 земли застройки、道路敷地 земли под дорогами、沼沢地 болота、荒廃地 нарушенные земли である。
- (79) 2015 年には、クリミアの併合に伴い 179 万 ha の農用地が追加されている。
- (80) 農用地及び非農用地の地目別面積の数値は、ロシア土地白書 2015 年版 170-171 頁の付表 2 による。
- (81) 原典には説明がないが、ここでの「水底地」は「沼沢地」を含んでいるかもしれない。
- (82) このパラの数値の単位は、原典に従い百万 ha とした。関連する次パラも同様である。
- (83) 自然人による土地所有は、二分類はロシア土地白書によるものだが、「集団所有」と「個別所有」という名称は、それぞれの内容を踏まえて筆者が当てたものであり、ロシア土地白書で使われている用語ではない。
- (84) 「集団所有」と「個別所有に含まれる共有」との区別について、ロシア土地白書には説明はないが、農業目的地取引法第 12 条第 1 項において、「農業目的地に含まれる土地区画の共有持分の取引に対しては、ロシア連邦民法典の規定が適用される。農業目的地に含まれる土地区画の持分権者の数が 5 人を上回る場合においては、民法典の規定は、（中略）本法（中略）に定める特例に留意して適用される」と規定していることから、共有者の数が 5 人を上回る場合が「集団所有」に該当するものと推測される。
- (85) 現行農民経営法第 23 条第 3 項においては、当初、旧農民経営法に基づいて創設された法人格を有する農民経営は 2010 年 1 月 1 日まで法人としての地位を保持するとされていたが、この期限は累次改正により延長され、現在（2014 年 6 月 23 日付けロシア連邦法第 171-FZ による最終改正）では 2021 年 1 月 1 日とされている。
- (86) 「農民経営」と「農業活動を行う個人企業」は、法的には別のものだが、「自然人が主体となって営利目的の農業を営む」という実態上の共通性があることから、全ロシア農業センサスにおいても、農業生産主体の 1 つのカテゴリーとして「農民経営及び個人企業」で括っている。農業センサスにおいては、「個人企業」は「ロシア連邦民法典第 23 条に基づく国家登録の時から法人を形成することなく企業活動を営む自然人であって、国家登録上の事業内容を（中略）農業として営む者」と定義されている。
- (87) ロシア土地白書 2015 年版 65-68 頁、特に図 1-33 及び図 1-34。なお、図 1-33 の凡例は誤っており、経営体数 количество と面積 площадь が入れ替わっている。
- (88) ロシア土地白書 2015 年版 68-70 頁、特に図 1-35 及び図 1-36。
- (89) 筆者が 2017 年 7 月にクルスク州で訪問したアグロホールディング傘下の穀物生産企業では、現状で農地約 4 万 ha を保有しており、約 3 万 ha が所有地、約 1 万 ha が賃借地だが、所有地を増やすようにしているとのことだった。
- (90) 唯一「市民の非営利団体」だけは一経営体当たりの農用地面積が縮小している。この類型に属するのは、市民が団体を作って運営する菜園等だが、ロシアもかつての物不足の時代と異なり、スーパーマーケットや市場で豊富に食品が手に入る現代、こうした菜園等のニーズは低下しているであろう。
- (91) ロシア土地白書 2015 年版のデータは 2016 年 1 月 1 日現在ののに対し、2016 年全ロシア農業センサスのデータは 2016 年 7 月 1 日現在であり、データの時点が近いので、両者のデータは一応比較可能である。
- (92) 第 3 表の「農産物生産等を行う市民」（ロシア土地白書）と第 5 表の「市民の個人的経営」（農業センサス）は、おおむね同じものと推測されるが、第 3 表において「農産物生産等を行う市民」の所有する土地の総面積が 1,346 万 ha とされるのに対し、第 5 表において「市民の個人的経営」が占有・使用する土地の総面積が 108 万 ha とされている点は説明がつかない。この点についても引き続き調べたい。

- (93) BEFL は、当該レポートについて、「レポートの作成に用いた情報は、当社専門家が信頼できるとみなした公開情報等である」とし、「ロシアの領域内における農業目的地の主要な保有者と、その保有地のおよその面積を明らかにすることを目的としており、農業用地を 100 千 ha 以上保有する者すべてを網羅することは目的としていない」との留保を付している (BEFL (2017) 6 頁「免責事項」)。なおここでの「保有」とは、所有だけでなく、賃貸借その他の権原に基づく使用も含む意味である。
- (94) BEFL (2017) では、レポートの対象とした土地を *сельскохозяйственная земля* (直訳すれば「農業の土地」) としているが、その定義を示していない。このため、本稿でこれまで用いてきたロシア連邦土地法典等の用語と区別する観点から、とりあえず「農業用地」と訳した。
- (95) イヴォルガ・ホールディングの情報は、アグロインヴェストル『会社便覧』を参照した。
- (96) 「プロディメクス」と「アグロクルトゥーラ」については、プロディメクスの実質的なオーナーであるイーゴリ・フドコルモフがアグロクルトゥーラに出資して傘下におさめた。「ステップ」と「RZ アグロ」は両者ともロシアの投資会社「システマ」(オーナーはウラジーミル・エフトシェンコフ) の傘下にある。そのうち RZ アグロは、システマとルイ・ドレフュス (フランス系穀物メジャーで現在の本拠地はオランダのロッテルダム) 一族の共同所有とされている (以上はアグロインヴェストル『会社便覧』や関係企業の HP を参照した)。BEFL のランキングでは、2015 年までは「プロディメクス」と「アグロクルトゥーラ」、「ステップ」と「RZ アグロ」を個別に計上していたが、2016 年以降は合算するようになった。
- (97) アグロコンプレクスはクラスノダール地方を主な活動地域とするアグロホールディングであり、創業者はトカチョフ前連邦農業大臣 (前クラスノダール地方知事) の父である。なお、2018 年 5 月、プーチンの 4 期目の大統領就任後に再編成されたメドヴェージェフ内閣において、トカチョフは連邦農業大臣を退き、後任の連邦農業大臣にはパトルシェフ (前ロシア農業銀行頭取) が就任している。同時に、農業を含む経済全般を担当してきたドヴォルコヴィッチ副首相も退任し、新たに農業専任の副首相としてゴルデーエフ (前中央連邦管区大統領全権代表、元連邦農業大臣) が就任している。

〔参考・引用文献〕

【日本語文献】

- ノーヴ A. (石井規衛, 奥田央, 村上範明ほか訳) (1982)『ソ連経済史』, 岩波書店。
- 上野俊彦 (2001)『ポスト共産主義ロシアの政治－エリツィンからプーチンへ－』, 日本国際問題研究所。
- 小田博 (2015)『ロシア法』, 東京大学出版会。
- 金田辰夫 (1990)『農業ペレストロイカとソ連の行方』, 日本放送出版協会。
- 『新版 ロシアを知る辞典』(2004) 平凡社。
- 塩川伸明 (2007)『国家の構築と解体』(多民族国家ソ連の興亡 2), 岩波書店。
- 塩川伸明 (2010)『冷戦終焉 20 年－何が、どのようにして終わったのか』, 勁草書房。
- 塩川伸明 (2012)「ソ連邦の解体過程とその後－連邦内疑似国際関係から新しい国際関係へ」塩川伸明・小松久男・沼野充義編『ユーラシア世界 5 国家と国際関係』17-42 頁, 東京大学出版会。
- 田畑伸一郎 (1995)「5 章 ソ連・ロシアの財政・金融・価格制度とその改革」『講座スラブの世界・第六巻 スラブの経済』161-187 頁, 弘文堂。
- 長友謙治 (2017)「ロシアの穀物輸出国としての発展可能性と制約要因」北海道大学大学院文学研究科歴史地域文化学専攻博士論文 [https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/65370]
- 長友謙治 (2015)「第 4 章 カントリーレポート：ロシア」『平成 26 年度カントリーレポート 米国, WTO, ロシア』105-149 頁, 農林水産政策研究所。
- 野部公一 (2003)『CIS 農業改革研究序説』, 農山漁村文化協会。
- 藤田勇 (1986)『概説ソビエト法』, 東京大学出版会。
- 皆川修吾 (2002)『ロシア連邦議会一制度化の検証：1994－2001－』, 溪水社。
- 山村理人 (1989)「ソ連における農業労働組織と集団農場改革－集団請負からアレンダまで－」, ソビエト史研究会編『ソ連農業の歴史と現在』, 木鐸社。
- 山村理人 (1990)「[Ⅲ] 社会主義国の食糧問題 第一章 ソ連の食糧問題－「不足」の構造」『食糧・農業問題全集 3 飢餓と飽食の構造』150-165 頁, 農山漁村文化協会。
- 山村理人 (1991a)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 1 回〕ソ連土地改革の政治プロセス」『農林統計調査』1991 年 11 月号 42-45 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1991b)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 2 回〕ロシアにおける土地改革のメカニズムと実態 (1)」『農林統計調査』1991 年 12 月号 42-45 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992a)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 3 回〕ロシアにおける土地改革のメカニズムと実態 (2)」『農林統計調査』1992 年 1 月号 46-49 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992b)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 4 回〕連邦解体と食糧危機 (1)」『農林統計調査』1992 年 2 月号 50-53 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992c)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 5 回〕連邦解体と食糧危機 (2)」『農林統計調査』1992 年 3 月号 50-53 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992d)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 6 回〕ロシアの独立農民経営 (1)」『農林統計調査』1992 年 4 月号 44-48 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992e)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 7 回〕ロシアの独立農民経営 (2)」『農林統計調査』1992 年 5 月号 46-49 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992f)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 8 回〕ロシアの独立農民経営 (3)」『農林統計調査』1992 年 6 月号 46-49 頁, 農林統計協会。
- 山村理人 (1992g)「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第 9 回〕ロシアの独立農民経営 (4)」『農林統計調査』1992 年 7 月号 54-57 頁, 農林統計協会。

山村理人 (1992h) 「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第10回〕穀物問題をめぐる対立と混乱」『農林統計調査』1992年9月号44-47頁, 農林統計協会。

山村理人 (1992i) 「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第11回〕経済政策とロシアの農業政策(1)」『農林統計調査』1992年10月号45-48頁, 農林統計協会。

山村理人 (1992j) 「危機下のソ連経済と食糧・農業問題〔第12回〕経済政策とロシアの農業政策(2)」『農林統計調査』1992年12月号50-53頁, 農林統計協会。

山村理人 (1997) 『ロシアの土地改革: 1989～1996年』, 多賀出版。

横手慎二 (2016) 『現代ロシア政治入門』第2版, 慶應義塾大学出版会。

横手慎二編著 (2015) 『ロシアの政治と外交』, 放送大学教育振興会。

【英語文献】

Wegren S.K. (2009), "Land Reform in Russia: Institutional Design and Behavioral Responses," Yale University Press.

【ロシア語文献】

(ロシア文字アルファベット順とし, 日本語訳を付記した。本文中では, 「日本語訳の著者名と刊行年」又は項目末尾に示す『』内の略称で引用した。)

Агроинвестор, Справочник компаний [http://www.agroinvestor.ru/companies/a-z/] 『アグロインヴェストル「会社便覧」』

Боголюбова С.А., Бутовецкий А.И., Ковалева Е.Л., Минина Е.Л., Спиренков В.А., Сурженко А.С., Устюкова В.В. (2015), *Комментарий к Земельному кодексу Российской Федерации (постатейный)* / под ред. Боголюбова С.А., М. (ボゴリュボーヴァ S.A.編著 (2015) 『ロシア連邦土地法典コンメンタール (逐条)』)

Государственный (национальный) доклад о состоянии и использовании земель в Российской Федерации в 2015 году (ロシア連邦における土地の現状と利用に関する国家報告 2015年) 『ロシア土地白書 2015年版』

Жаворонкова Н.Г., Краснова И.О. ред. (2013), *Земельное право: учебник для бакалавров*, М. (ジャヴォロンコヴァ N.G., クラスノヴァ I.O.編著 (2013) 『土地法: 学士用教科書』)

Крашенинникова П.В. (2012), *Постатейный комментарий к Гражданскому кодексу Российской Федерации, части первой*, М. (クラシニエンニコヴァ P.V. (2012) 『ロシア連邦民法典逐条コンメンタール 第一巻』)

Липсин С.А. (2017), *Земельная политика: учебник для академического бакалавров*, М. (リプシン P.V. (2017) 『土地政策: 学士用教科書』)

Нефедова Т.Г. (2014), *Десять актуальных вопросов о сельской России*, М. (ネフョードヴァ T.G. (2014) 『ロシアの農業・農村が直面する十の課題』)

Официальный интернет-портал правовой информации, Государственная система правовой информации 「国家法令情報システム・法令情報公式インターネット・ポータル」 [http://www.pravo.gov.ru/]

Росстат, Российский Статистический Ежегодник. 『ロシア連邦統計庁「ロシア連邦統計年鑑」』

Тихомиров М.Ю.(2015), *Комментарий к федеральному закону «Об обороте земель сельскохозяйственной назначения» в новой редакции*, М. (チホミーロフ M.Yu. (2015) 『農業目的地取引法コンメンタール』新版)

BEFL (2017), *Крупнейшие владельцы сельскохозяйственной земель в России на 2017 год.* (BEFL (2017) 『2017年におけるロシアの最大級の農業用地保有者』)

BEFL (2016), *Крупнейшие владельцы сельскохозяйственной земель в России на 2016 год.* (同上 2016年版)

BEFL (2015), *Крупнейшие владельцы сельскохозяйственной земель в России на 2015 год.* (同上 2015年版)

BEFL (2014), *Крупные владельцы с/х земель России, 2014 год.* 『ロシアの大規模農業用地保有者, 2014年』)